

第5次奈良市行財政改革大綱に基づく
奈良市行財政改革実施計画

平成23年度～平成27年度

平成24年3月
奈良市行財政改革推進本部

策定の趣旨

「第5次奈良市行財政改革大綱」において、現状分析を行い、行財政改革(行革)を推進していくうえでの基本方針として、「改革の理念」や「改革の視点」を位置づけました。

本基本方針に基づき、その内容を具体化していくため、重要経営資源「ヒト・モノ・カネ・情報」を有効活用する視点から、取り組んでいく項目を抽出し、まとめたものが「奈良市行財政改革実施計画」です。

推進期間

「奈良市行財政改革実施計画」の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

具体的な取組事項

「奈良市行財政改革実施計画」における取組内容については、「ヒト・モノ・カネ・情報」の4本柱を体系の骨格としています。

この4本柱に対して、28の実施計画を策定し、各実施計画は78の取組項目から成り立っています。

各実施計画の取組項目の中には、**過去の行革において、取り組むべき課題として計画されながらも改革を推進できなかった項目**も含まれています。

本実施計画の推進にあたっては、特にこれらの項目について、過去の経過やしがらみにとらわれなくて、必要性やあり方を本質的なところで判断し、**強い意志をもって積極的に改革を進めていきます。**

推進体制

これまで市長を本部長とする「奈良市行財政改革推進本部^(※1)」において、行革の推進を図ってきましたが、これに加え、市民や外部の有識者からなる「(仮称)奈良市行財政改革促進会議」を組織し、計画促進策などについて共に検討していくなどの**市民や外部の意見を取り入れる機会を創出していきます。**

これにより、計画の進捗状況をあらゆる視点から分析し、行革の一層の推進を図っていくとともに、進捗状況に加え、外部から提出された意見などの関連情報についても公表していきます。

このような取組により、PDCAサイクル^(※2)を確立して、計画そのものをスパイラルアップ^(※3)させていきます。



普通会計財政見通し【平成23年度～平成27年度】

奈良市第4次総合計画前期基本計画の実施計画策定にあたり算定した財政見通し(普通会計(※4)基準)において、現状の財政状況をもとに総合計画に係る各事業を進めていくと、総額約77億円の収支不足が生じる見通しになります。

なお、負の遺産となっている土地開発公社(※5)や駐車場公社(※6)の負債を抜本的に解消するためには、さらなる財源の捻出が必要となってきます。

(単位：億円)

区 分		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	合 計
歳 入	市 税(※7)	521	518	519	522	522	2,602
	地方譲与税	9	9	9	9	9	45
	地方消費税交付金	31	31	31	32	32	157
	その他交付金	20	20	20	21	21	102
	地方交付税(※8)	151	152	156	157	146	762
	国県支出金(※9)	282	273	281	278	280	1,394
	市 債(※10)	156	157	161	154	131	759
	うち 臨時財政対策債(※11)	63	63	63	63	63	315
	そ の 他	78	69	60	61	61	329
	合 計	1,248	1,229	1,237	1,234	1,202	6,150
歳 出	義務的経費	755	756	766	766	766	3,809
	人 件 費(※12)	264	260	262	257	257	1,300
	扶 助 費(※13)	312	314	320	327	334	1,607
	公 債 費(※14)	179	182	184	182	175	902
	投資的経費(※15)	120	124	127	116	86	573
	繰 出 金(※16)	130	132	136	140	143	681
	一般行政経費	243	234	234	232	221	1,164
	合 計	1,248	1,246	1,263	1,254	1,216	6,227
歳 入 歳 出 差 引		0	△ 17	△ 26	△ 20	△ 14	△ 77
土地開発公社、駐車場公社 解散による影響額 (平成24年10月解散想定、15年償還 据置なし 利率1.6%で試算)		0	2	△ 12	△ 12	△ 12	△ 34
歳 入 歳 出 差 引		0	△ 15	△ 38	△ 32	△ 26	△ 111

※財政見通しに関する詳細については、「奈良市第4次総合計画 前期基本計画 実施計画」をご覧ください。

ヒト

人材を活かした行政経営

I. 市民との協働による行政経営

【計画名】	【項目名】	【頁】
市民参画及び協働によるまちづくりの推進	市民参画と協働によるまちづくりを進めるための体制づくり	9
	地域コミュニティの形成に向けた取組	9
市民参画の促進	市民公益活動の活性化	10
	市民公益活動に対する支援のあり方の検討	11
	団体のネットワーク化をはかり、男女共同参画施策の浸透をめざす	11
協働の促進	協働に対する意識の向上	12
	市民企画事業（女性団体との共催事業）実施増	12

II. 組織管理とガバナンスの推進

効率的な組織再編の実施	簡素で効率的な組織の再編	14
	新たな行政課題に対応できる体制づくり	14
人事管理の適正化	中長期的な採用計画の策定と実施	16
	女性管理職の登用拡大	16
	給与制度その他職員の勤務条件の見直し	17
	人材を活かした効果的な職員配置	17
職員の意識改革	職員研修の充実	19
	人事評価制度の導入	19
市民に信頼される市役所の実現	内部統制システムの整備	20
	第三者機関によるチェック体制の確立	20

モノ

公共資産のアセットマネジメント

【計画名】	【項目名】	【頁】
公共資産の適正管理	公共資産の適正管理へ向けた中長期的な取組方針の策定	23
	固定資産台帳の整備	23
	備品台帳の電子化と減価償却情報を盛り込んだ適正な物品管理	24
	市有特定建築物の耐震化の推進	24
	都市計画道路網の見直し	24
教育・保育施設の適正化	幼稚園、保育所の規模・配置の適正化と幼保一体化	27
	学校規模の適正化（小・中学校）	27
低未利用土地・建物の有効活用	低未利用土地・建物の洗い出し	30
	低未利用土地・建物の有効活用	30
	低未利用土地・建物の売却等推進	31
省エネルギー化の推進	エネルギーの使用の合理化推進	32
	街路灯のLED化の推進	33

カネ

持続可能な財政基盤の確立

【計画名】	【項目名】	【頁】
財政規律の強化	予算編成方式の改革	37
	施策評価の高度化による、予算編成との連携	37
	事務事業の見直し	38
	補助金の見直し	38
	市債残高の削減	38
	資金調達金利の軽減	39
	受益者負担の見直し	ごみ処理の有料化
地域ふれあい会館の有料化		40
受益者負担に関する統一基準の策定		41

市税等債権回収の強化	市税の収納強化(市税収入の確保と収納率の向上)	42
	適切な滞納処分の実施	42
	税外債権の管理の適正化と徴収強化(税外未収債権の縮減)	43
	市営住宅家賃回収の適正化	43
公共サービスの担い手の最適化	民間委託業務等の洗い出し	45
	公共施設の運営管理業務に関する民間委託導入の検討・実施	45
	窓口業務の改善(市民サービスの向上)	46
	窓口業務の民間委託導入の検討・実施	46
	民間活用による定型的な業務などの効率的な実施	47
	指定管理者の公募の促進	47
	市営住宅の民間借上げの検討	47
部・課横断的な取組による業務の効率化	総務事務の効率的な実施	49
	物品等調達業務の一元化	49
	電話対応業務の効率化	50
ごみ収集の効率化	収集業務体制の効率化	51
	ごみ関連業務の段階的な民間委託の拡大	52
高齢社会に対応した施策の見直し	介護保険特別会計の健全化	54
	老春手帳入浴事業の抜本的見直し	55
	福祉センター(東・西・北・南福祉センター)の管理運営方法の見直し	55
ひとり親家庭の就業支援	母子家庭等・自立支援センター事業の県との共同実施	57
競争入札の推進	入札による電力調達の実施	59
	保守点検業務の委託契約の見直し	59
下水道事業の見直し	下水道使用料金の適正化	60
	地方公営企業法の適用	60

安心・信頼の医療の確保と医療給付費の適正化	病院事業会計の健全化 62 休日夜間応急診療所のクオリティの向上 62 国民健康保険特別会計の健全化 63
奈良市水道事業中長期計画の推進	「奈良市水道事業中長期計画」に基づく「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現 64
外郭団体の見直し	外郭団体の統廃合及び経営改善 66 土地開発公社の解散 66 駐車場公社の経営健全化 67

情報

透明度の高い行政経営

【計画名】	【項目名】	【頁】
情報提供の充実による説明責任の徹底	わかりやすい行政情報の公表	71
	予算編成過程をよりわかりやすく公開	71
市民との情報共有方法の充実	市公式ホームページの充実	72
	広聴活動の充実	72
	タウンミーティングの実施	73
情報化の推進	戸籍事務のコンピュータ化	74
	総合的な文書管理システムの導入	74
情報システムの最適化	既存情報システムの統合、新システムの導入	75
	地理情報システム（GIS）の重複解消	75

ヒト ～人材を活かした行政経営～

- I. 市民との協働による行政経営
- II. 組織管理とガバナンスの推進

実施計画名：

市民参画及び協働によるまちづくりの推進

これまでの 取組内容	平成21年7月に「市民参画及び協働によるまちづくり条例」を施行し本条例においても、市民が主役の市政を推進するために、市民、NPO(※17)、企業、学校など地域における様々な主体が、参画と協働という考え方を中心にして、ともにまちづくりを進めていく必要性を明確に示した。 また、本条例に基づく「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」及び「市民参画及び協働によるまちづくり条例の解説書」を平成22年12月に策定した。
課題	策定した計画は、各事業の担当課だけでなく、全職員に周知し、市民参画と協働による事業の必要性と、協働に対する意識の向上を図るとともに、今後の実施計画の充実をめざす必要がある。

1	項目名	市民参画と協働によるまちづくりを進めるための体制づくり				
	取組内容・目標	本市の協働事業を総合的・計画的に推進するためにまとめた「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」に基づき、協働事業の進捗管理を行う。これにより、市民参画と協働による取組を増やし、効果的・効率的な市政運営につなげていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		市民参画及び協働によるまちづくり推進計画				市民参画及び協働によるまちづくり推進計画
		実施計画の見直し	実施計画の見直し	実施計画の見直し	推進計画の見直し 実施計画の見直し	実施計画の見直し
	統括課	協働推進課		関係課		

2	項目名	地域コミュニティ(※18)の形成に向けた取組				
	取組内容・目標	地域には、地区自治連合会、子ども会、青年団、消防団などの地縁型組織と、NPO、スポーツ協会などのテーマ型組織があるため、これらが連携した(仮称)まちづくり協議会の設置を促し、地域におけるまちづくり、地域課題を解決するための組織づくり支援を行っていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		検 討	検 討	モデル地区の選定 検 討	実 施	
	統括課	地域活動推進課		関係課	協働推進課	

実施計画名：	市民参画の促進
--------	---------

これまでの 取組内容	ボランティアセンターについては、指定管理者制度により運営を行っており、定例の「ボランティア代表者会議」の進め方について、指定管理者と担当課、そしてボランティアグループ代表者とが協議しながら改善を加え、同センター登録団体同士の情報交換・交流をさらに図ることができる場となってきた。 「奈良市男女共同参画推進条例」に基づき市民との協働で実施する市民共催事業「あすなら市民講座」を実施、また「あすならフェスティバル」を実施することで関係団体とのネットワークを充実させてきた。
課題	◆既存のボランティアセンターと、平成23年4月にオープンしたボランティアインフォメーションセンターとは、機能分化を行い、お互いの専門性を特化させながらも、連携した運営を行う必要がある。 ◆市民公益活動の活性化を図るために、市民公益活動団体への資金的な支援などについて検討を行う必要がある。 ◆男女共同参画センターの移転により、施設がコンパクトになり、事業の手法を検討する必要がある。

1	項目名	市民公益活動の活性化				
	取組内容・目標	本市のボランティア活動の拠点施設である「奈良市ボランティアセンター」及び市民公益活動の契機を創造する場としてボランティア等の情報の収集発信・相談窓口・地域での教育支援活動におけるリーダーなどの人材育成などを行う「奈良市ボランティアインフォメーションセンター」の機能を充実させていくことにより、市民公益活動の活性化を図る。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		指定管理者によるボランティアセンターの運営				
		指定管理者によるボランティアセンターの運営				
		指定管理者の公募 機能の充実				
		指定管理者の公募				
		ボランティアインフォメーションセンターの運営				
		機能の充実				
統括課	協働推進課	関係課				

2	項目名	市民公益活動に対する支援のあり方の検討				
	取組内容・目標	市民公益活動の活性化を図るために、市民公益活動団体への資金的な支援などについて検討を行う。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		検討 方針決定	支援	支援	支援	支援
	統括課	協働推進課		関係課		

3	項目名	団体のネットワーク化をはかり、男女共同参画施策の浸透をめざす				
	取組内容・目標	場所を移転し新たにオープンした男女共同参画センターを、「全国都市会議」や「あすならフェスティバル」を経験した女性団体が、拠点施設として活動し、団体相互の情報交換が進み、センターが核となって団体のネットワーク化をはかり、男女共同参画施策の浸透をめざす。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	男女共同参画課		関係課		

実施計画名：

協働の促進

これまでの 取組内容	平成21年7月に「市民参画及び協働によるまちづくり条例」を施行し本条例においても、市民が主役の市政を推進するために、市民、NPO、企業、学校など地域における様々な主体が、参画と協働という考え方を中心にして、ともにまちづくりを進めていく必要性を明確に示した。 また、本条例に基づく「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」及び「市民参画及び協働によるまちづくり条例解説書」を平成22年12月に策定した。
課題	協働事業を総合的・計画的に推進するために「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を平成22年12月に策定したことから、本計画に基づき、市民参画と協働による取組の増加を推進していく必要がある。

1	項目名	協働に対する意識の向上				
	取組内容・目標	協働に対する意識向上を図るために、市職員及び市民を対象とした「協働のための研修」を実施することにより、市民の公益的な活動への関心を惹き起こすとともに、協働に対する意識の向上を図り、市民参画と協働による取組を増やし、効果的・効率的な市政運営につなげていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施
	統括課	協働推進課		関係課		

2	項目名	市民企画事業（女性団体との共催事業）実施増				
資料①	取組内容・目標	女性団体との共催講座「あすなら市民講座」は回数を重ねており、容易に開催できるように成長している団体もあるため、さらに実施団体の数を増やしお互いをサポートし合えるよう取り組む。 (※22年度 2団体延4回実施)				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		あすなら市民講座の実施				
		3団体	3団体	4団体	4団体	5団体
	統括課	男女共同参画課		関係課		

【資料①】あすなら市民講座

女性の自立や男女共同参画に関する活動をしている市内の女性団体から市民のニーズに即したより良い効果を生むための事業の企画案を募集し、男女共同参画課との共催で実施する事業

【共催支援の内容】

1. 会場の提供（男女共同参画センター）
2. 附帯設備使用料の全額
3. 事業広報の支援として、「しみんだより」及び市ホームページへの掲載、市関係施設へのチラシ・ポスターの送付、報道機関への広報などを行う。

実施計画名：

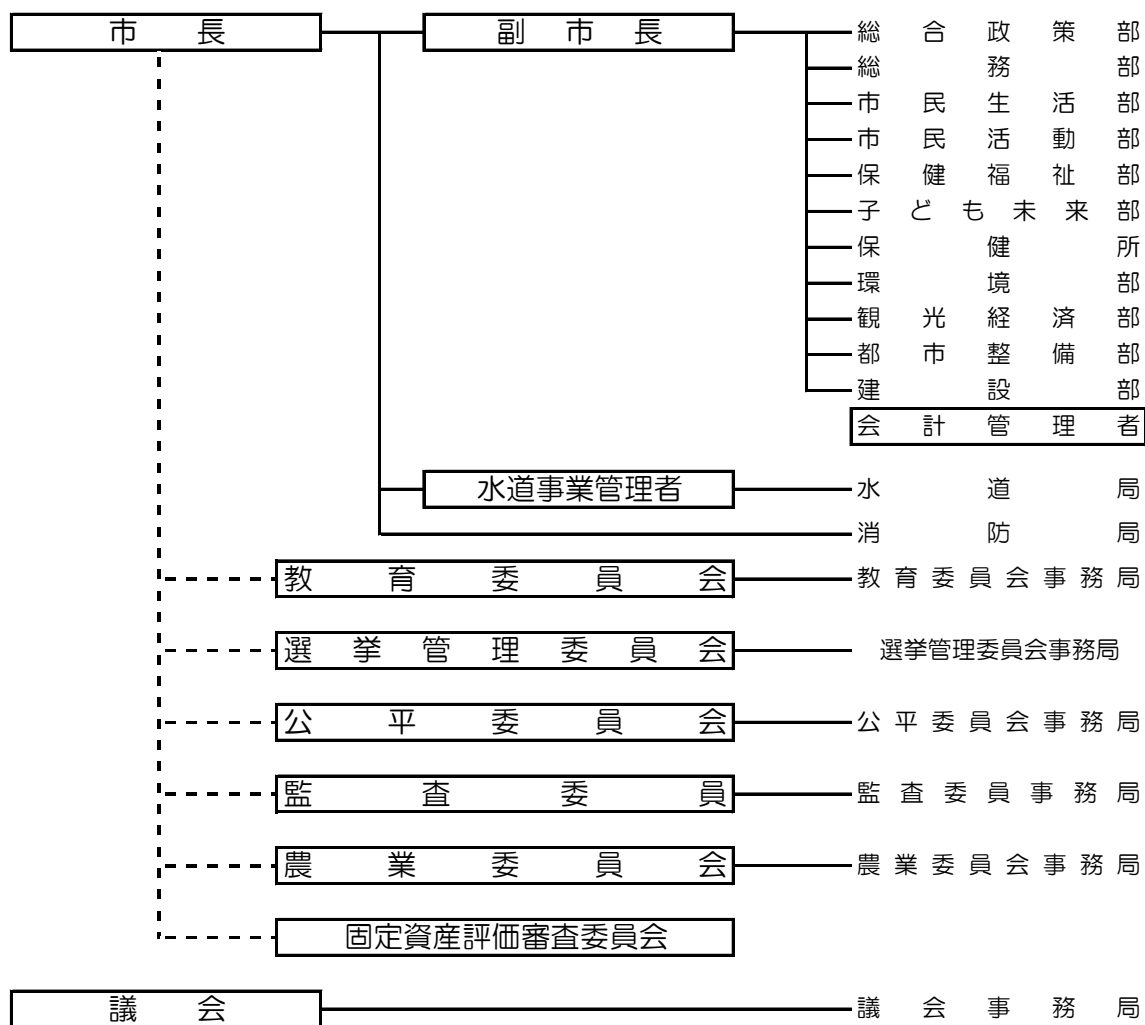
効率的な組織再編の実施

これまでの 取組内容	政策の効率的な推進を図るとともに、市民が求める行政サービスに体系的に応じることのできる組織体制を構築するために組織再編を行ってきた。 平成23年4月からは、子ども未来部及び総合政策部を新設したことにより、少子化対策や全庁的な政策の効率的な推進と総合調整機能の強化を図るための指揮系統を統一できた。
課題	これまでの取組の効果や市民ニーズの変化などを見極めながら、戦略的な組織・機構を構築し、行政課題に柔軟かつ積極的に対応していく必要がある。 また、社会経済状況の変化による新たな行政課題に迅速に対応できる機動的な組織体制を整備する必要もあるが、短いサイクルで組織再編を行うことにより、市民はもとより組織内部に対しても混乱を招く可能性があることから、バランスよく整備していく必要がある。

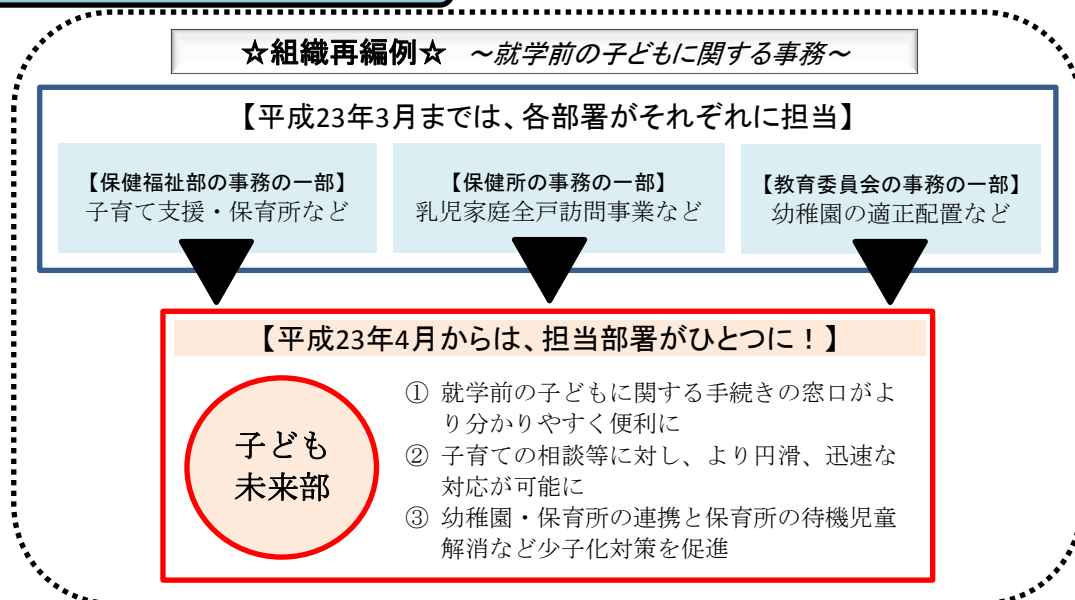
1	項目名	簡素で効率的な組織の再編				
資料①	取組内容・目標	団塊の世代の職員の定年による大量退職や早期退職者の増加に伴う職員構成の大きな変化が起こっている一方、市民ニーズの多様化や地方分権の影響により、複雑多様化する業務に少数の職員で挑まなければならない現状があることから、指揮系統の統一化を図るなど、簡素で効率的な組織をめざす。				
資料②						
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
統括課	行政経営課		関係課			

2	項目名	新たな行政課題に対応できる体制づくり				
資料①	取組内容・目標	人口構造や地域社会の変化などにより生じる新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を迅速に実施できる機動的な組織体制を確立する。				
資料②						
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	統括課	行政経営課	関係課			

【資料①】市の組織(平成23年7月1日現在)



【資料②】今後の組織再編イメージ



平成23年4月、少子化や核家族化が進み、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、安心して子育てできる環境の整備が一層必要となっていることから、子育て支援やひとり親家庭に関連する事務、保育所と幼稚園の連携を進める事務など、特に就学前の子どもに関する事務について、総合的に対応できる体制を整えるため、子ども未来部を創設した。

実施計画名：

人事管理の適正化

これまでの 取組内容	定員適正化計画(平成18年度～22年度)を策定し、職員数の削減に取り組んだ結果、平成22年4月1日時点の目標値であった180人の削減については、大幅に超える288人の削減となった(職員数3,066人)。 さらに、平成23年4月1日時点では、職員数は3,012人体制となっている。 各種研修への派遣や自己申告制度の実施は、女性職員の意欲向上・スキルアップの一助となった。
課題	ごみ関連業務・保育所・幼稚園等の大部分を市直営で行っていることから、他の中核市と比較すると人口千人当たりの職員数の数値は依然として高い状況である。 また、将来の職員構成比率を考える上で、各世代構成、職階構成にバランスを欠くような状態とならないよう、単年度の削減目標を追うばかりではなく、新規採用においても、将来構成を考慮して計画的に行う必要がある。

1	項目名	中長期的な採用計画の策定と実施				
資料①	取組内容・目標	新たな定員適正化計画（平成23年度から5年間）に基づく採用計画により平成28年度当初との比較で96人の職員削減を図るとともに、さらに5年間の中長期的な採用計画を策定する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		定員適正化計画の策定	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
統括課	人事課		関係課			

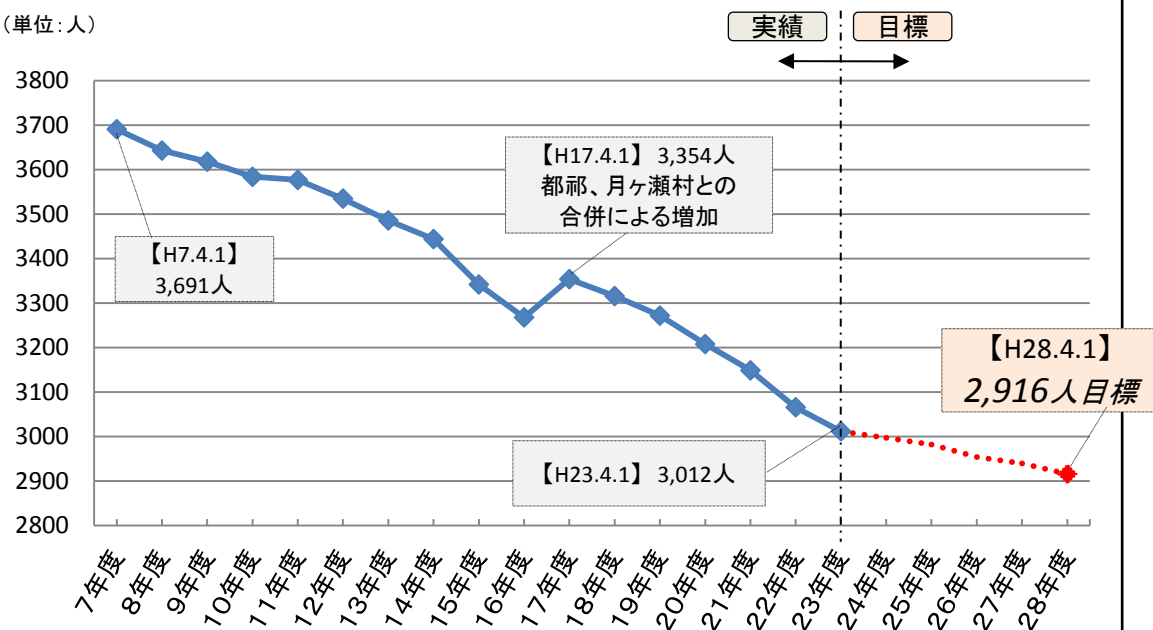
2	項目名	女性管理職の登用拡大				
	取組内容・目標	性による職場の固定化を排する一方、派遣研修などにより女性職員のスキルアップを図り、意欲と能力のある女性職員を適切なポストに配置する施策を継続的に推進する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
統括課	人事課	関係課				

3	項目名	給与制度その他職員の勤務条件の見直し				
	取組内容・目標	業務の性格や内容を踏まえつつ、特殊勤務手当(※19)等の諸手当など給与制度、勤務体制、その他の職員の勤務条件について精査し、市民の理解を得られるよう早期に必要な改善を行うとともに、その後も継続的に点検見直しを行う。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		点検 見直し	点検 見直し	点検 見直し	点検 見直し	点検 見直し
	統括課	人事課		関係課		

4	項目名	人材を活かした効果的な職員配置				
	取組内容・目標	公共サービスの担い手の適正化を図るため、民間委託等を積極的に進めていくことで、その職務の業務量が減り、現行の職種制度では人材の有効活用の妨げとなることが懸念される。そこで、専門的な知識、技術や豊かな経験を必要とする業務については、再任用職員や嘱託職員等を積極的に活用するとともに、人材を活かした効果的な職員配置を図っていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		職員の効果的な配置				
						
		総点検 の実施	新たな取組 の検討	実施		
	統括課	人事課		関係課		

【資料①】全職員数の推移・目標値(各年度4月1日現在)

(単位:人)



区分	H23年 4月1日	H24年 4月1日	H25年 4月1日	H26年 4月1日	H27年 4月1日	H28年 4月1日	計画期間計
減員数		△ 15	△ 15	△ 28	△ 14	△ 24	△ 96
職員数	3, 012	2, 997	2, 982	2, 954	2, 940	2, 916	

実施計画名：

職員の意識改革

これまでの 取組内容	これからの自治体職員に求められる能力の養成を目的として、平成22年度より職員養成塾を実施してきた。職員養成塾では、平日の夜間や休日等を利用して、学識経験者や他の自治体職員、各分野のリーダー等を招き、自主参加型の勉強会を行った。 また、現行の年功序列の人事管理を改め、職員の能力・業績を活かし、より高い成果を上げるために公正かつ納得性の高い、目標管理を基礎とした人事評価制度を導入するため、平成22年度には、人事評価制度構築に向けて、年次計画を策定した。
課題	限られた予算や職員数の減少という環境のもと、成果や業績を上げていくために、職員個々の能力を高めるとともに、組織運営力のより一層の向上が必要となる。 そのために、職員のやる気や専門性、また組織力を高めるための研修を実施するとともに、職員の能力や業績を公正に評価し、活かしていくための仕組みが必要となる。

1	項目名	職員研修の充実				
	取組内容・目標	高い専門性と使命感を持ち主体的に行動する職員像等、これからの自治体職員に求められる能力の養成を目的として、職員養成塾を継続実施する。 研修体系全般を見直し、組織としてのチーム力を向上させるための研修体制を整備する等、職員研修を充実させる。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		職員養成塾実施	職員養成塾実施 研修体系見直し	継続実施	継続実施	継続実施
	統括課	人事課		関係課		

2	項目名	人事評価制度の導入				
	取組内容・目標	年功序列の人事管理を改め、職員の能力・業績を生かし、より高い成果を上げるために公正かつ納得性の高い、目標管理による実績評価と能力評価を軸とした人事評価制度を導入する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		制度設計 (課長級以上) 被評価者研修	制度設計 (主幹級以下) 課長級以上で試行	主幹級以下の 職員で試行	本格実施 及び検証	本格実施 及び検証
	統括課	人事課		関係課		

実施計画名：

市民に信頼される市役所の実現

これまでの 取組内容	法令遵守監察監を設置し、職員の法令遵守の推進及び職員に対する不当要求行為等への対応について、職員の相談に応じるとともに指導・助言を行ってきた。また、要望等記録制度を実施し、市政の透明性確保に努めてきた。
課題	平成22年度に設置された入札制度等改革検討委員会と土地開発公社経営検討委員会がそれぞれ平成23年3月に出した報告書の中で、本市の業務執行上の問題が指摘された。これを受けて、本市の行政組織が適法かつ公正に機能し、運営されているかについて、リスク（チェック機能の不全、制度の硬直化、ルールの形骸化など）が存在しないかを検証し、それらのリスクの事前回避または低減を図ることへの取組が必要となっている。

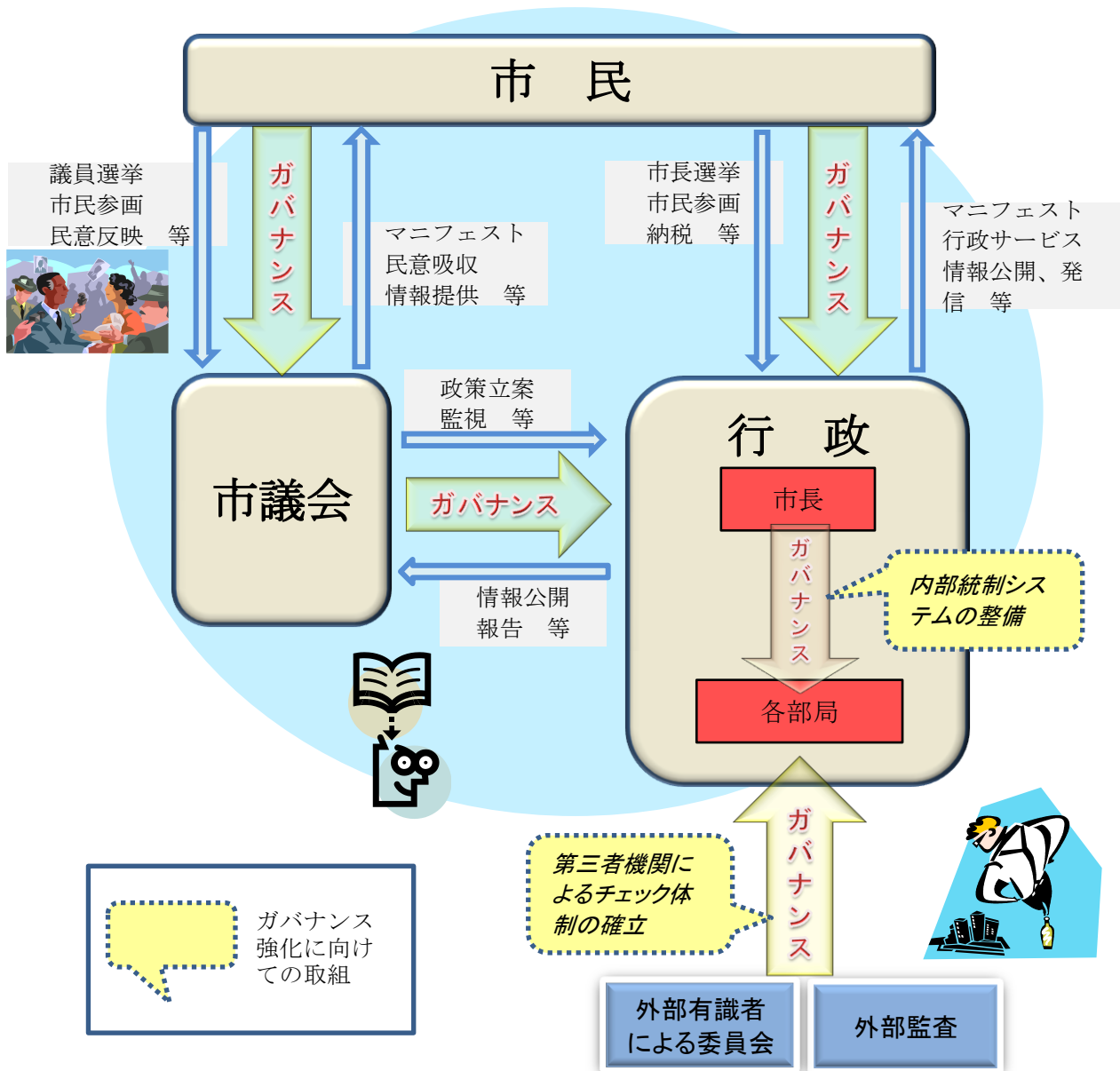
1	項目名	内部統制システム ^(※20) の整備				
資料①	取組内容・目標	「旧来の慣習」や「前例踏襲」がもたらすリスクを事前回避または低減し、業務の公正と効率性・円滑性に対する市民の信頼を確保することを目的として、内部統制システムを整備し、業務の不正や効率性の点検・検証と是正によってガバナンス ^(※21) を強化していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		内部統制システムの整備			システムの検証・改善	
	統括課	ガバナンス推進課		関係課		

2	項目名	第三者機関によるチェック体制の確立				
資料①	取組内容・目標	内部統制を整備し、法令等の遵守と行政の効率性を図るためには、その整備と運用が、独立した第三者からのチェックを経た正当なものでなければならない。よって、内部統制の体制整備の一環として、第三者機関によるチェック体制を早期に確立する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		チェック体制の確立			確立した体制に基づくチェック	
	統括課	ガバナンス推進課		関係課		

【資料①】本市のめざすガバナンス体制

ガバナンス

組織や共同体が自らを健全に統治することをいい、法令等を遵守し、円滑に業務を進めるメカニズムを組織の中に確立することをいう。



内部統制システム

業務目的が公正かつ円滑に達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のあらゆる者によって遂行される工程のシステムをいう。

モノ ～ 公共資産のアセットマネジメント ～

固定資産台帳の整備によるトータルコストの把握
アセットマネジメントの導入

実施計画名：	公共資産の適正管理
--------	-----------

これまでの 取組内容	人口の増加や都市化の進展を見込んだ都市基盤や公共施設の整備を進めていくことで、道路や上下水道、学校等教育施設、福祉施設などの充実を図ってきた。 また、平成21年度（平成20年度決算）から新地方公会計制度（※22）による財務書類を作成しているが、すでに台帳整備ができていた公営企業を除いて、固定資産台帳が未整備であることから、市の財務状況の分析・評価を十分に行うことはできていない。
課題	積極的に整備を進めてきた道路や上下水道、学校等教育施設、福祉施設などの公共資産が、今後、大規模な改修や更新が必要な時期を迎えることになるとともに、遅れている耐震化を早急に進める必要がある。 このため、将来的なニーズの分析を行い、効率的な資産運用（アセットマネジメント（※24））を推進し、公共資産の管理についての適正化を図り、過度なコストの発生を回避する必要がある。

1	項目名	公共資産の適正管理へ向けた中長期的な取組方針の策定				
	取組内容・目標	「奈良市第4次総合計画」のめざす将来像実現のため、戦略的かつ効率的な都市基盤や公共施設の整備を進めていく必要がある。 本総合計画を推進していくにあたり、公共資産の適正管理へ向けた中長期的な取組方針を策定することで、公共施設の長寿命化、遊休施設・土地の有効利用などのさらなる推進を図る。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		方針の策定・推進				
	統括課	総合政策課		関係課	行政経営課・管財課・営繕課等	

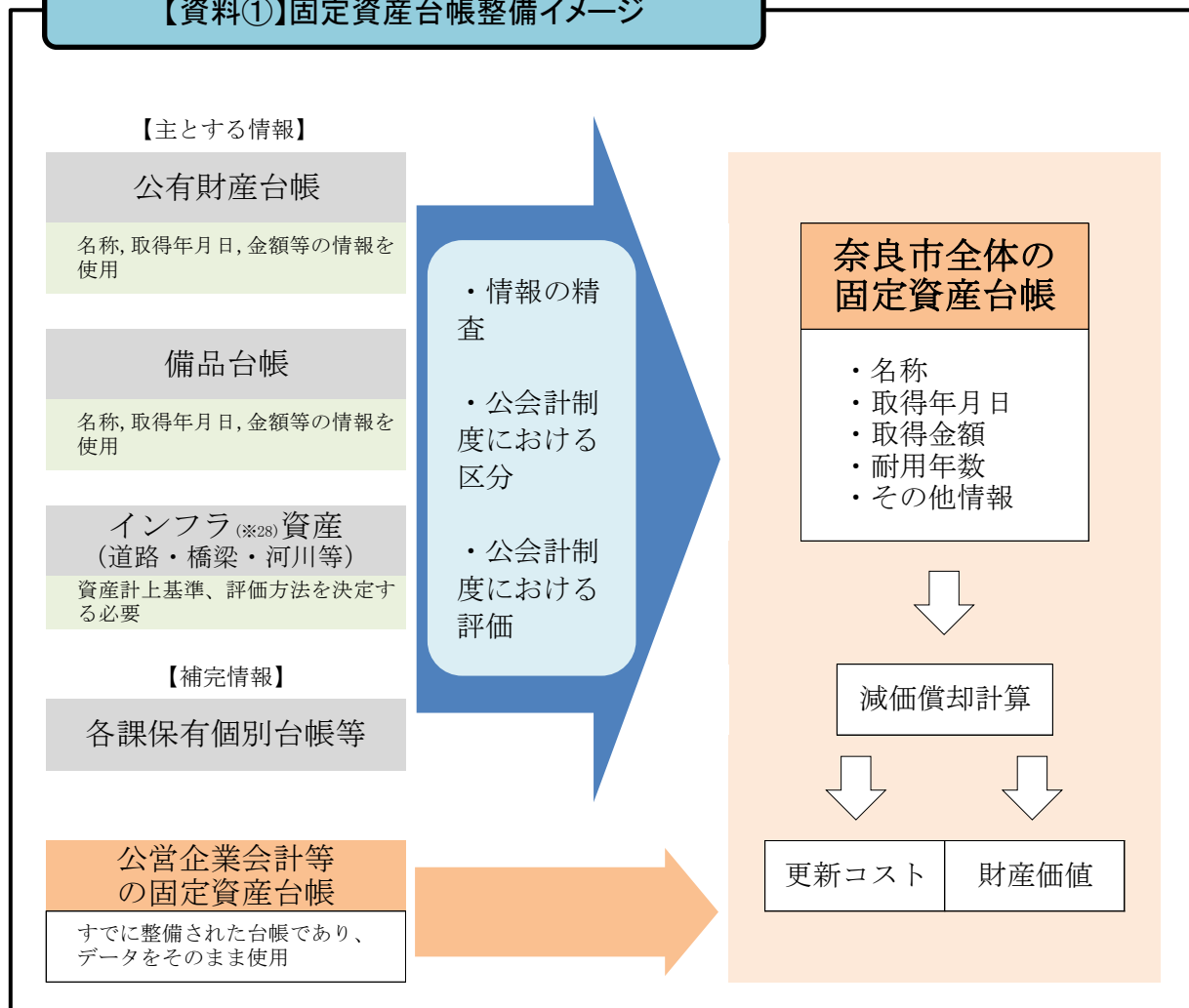
2	項目名	固定資産台帳の整備				
資料①	取組内容・目標	すでに台帳整備ができていた公営企業を除いた本市の固定資産についての台帳を整備することで、減価償却（※25）の管理や維持管理費用等を適切に把握することをめざす。 これにより、財務書類などのツールも活用しながら市の財務状況の分析・評価を行い、市の厳しい財政状況にその結果を反映させるとともに、財務的な視点から施策の見直しを図っていく。				
資料②						
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		基礎情報の把握 情報の精査		手順に基づいた台帳 整備		
	統括課	行政経営課		関係課	管財課・営繕課等	

3	項目名	備品台帳の電子化と減価償却情報を盛り込んだ適正な物品管理				
	取組内容・目標	イントラネット ^(※26) にあるデータベースを利用して紙媒体の備品台帳を電子化し、事務処理を効率化させるとともに、公会計制度に対応した減価償却情報を盛り込み、適正な物品管理の推進を図る。（すでに台帳整備ができている公営企業を除く）				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		システム構築 データ入力	備品管理シス テムの運用			
	統括課	会計課		関係課		

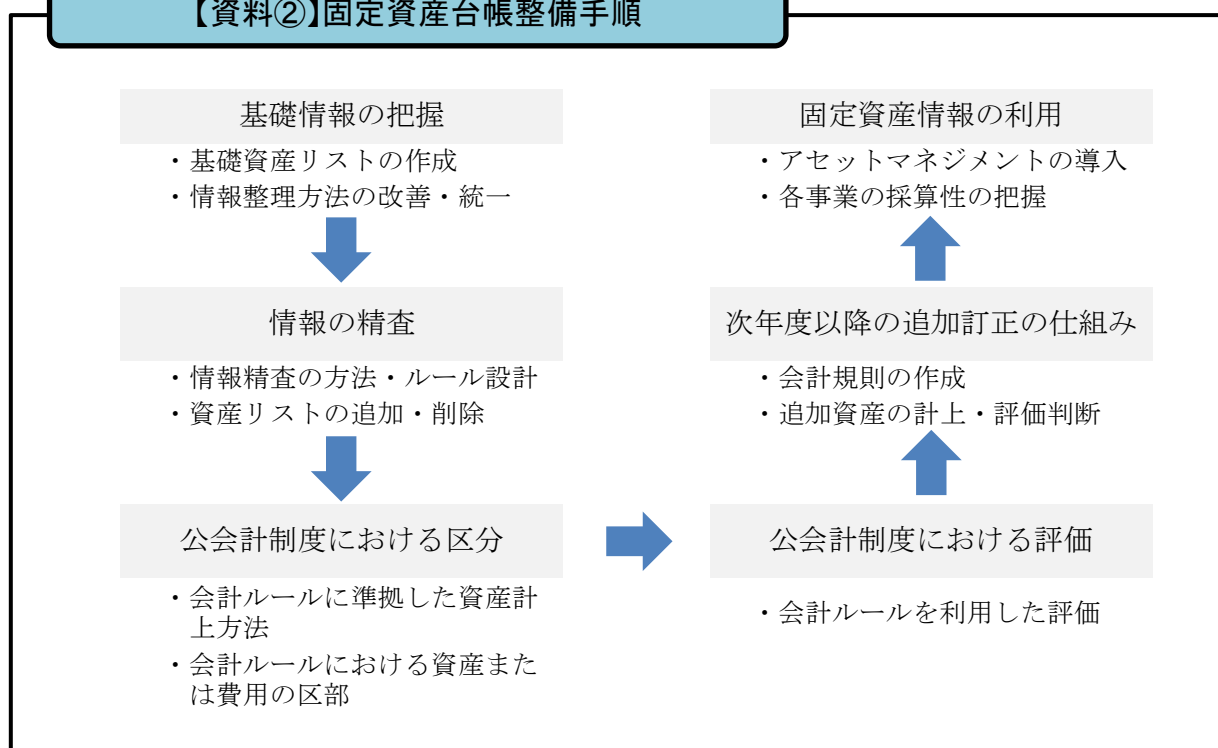
4	項目名	市有特定建築物 ^(※27) の耐震化の推進				
資料③	取組内容・目標	「奈良市耐震改修促進計画」に基づき、平成27年度までに、市有特定建築物の90%以上を耐震化することを目標とする。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		目標に向か って推進				
	統括課	建築指導課		関係課	営繕課・特定建築物所管課	

5	項目名	都市計画道路網の見直し				
資料④	取組内容・目標	「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」、「奈良市都市計画道路見直しフロー」に基づき、都市計画道路の見直しを行う。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		素案の作成	図書の作成			
	統括課	都市計画課		関係課		

【資料①】固定資産台帳整備イメージ



【資料②】固定資産台帳整備手順



【資料③】国等の動向と市の取組

【計画策定の背景】

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、多くの建築物の倒壊や火災等により多くの人命や財産が奪われたことから、建設省（当時）は地震後直ちに「建築震災調査委員会」を設置し、被害状況や被害原因の調査を行った。

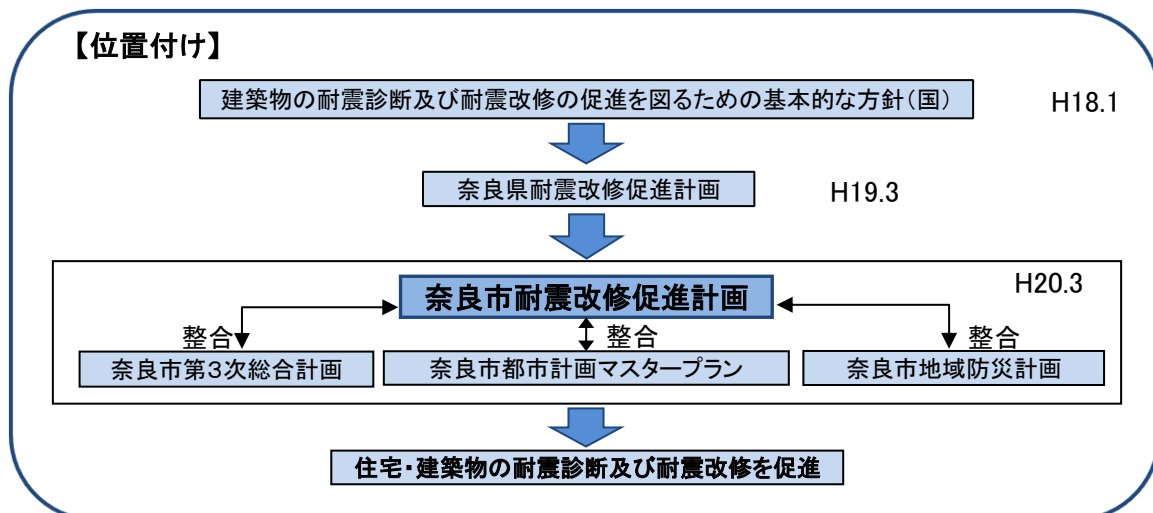
その結果、既存建築物の耐震性の強化が防災対策の中でも緊急性の高いものとして広く認識されることとなり、同年12月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行された。

さらに、近年において、平成16年10月の新潟県中越地震等の大きな地震が頻発しているほか、東海地震、東南海・南海地震等については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

中央防災会議では、平成17年3月30日に「地震防災戦略」を策定し、東海地震及び東南海・南海地震の被害想定による死者数や経済被害について、『今後10年間で半減させる』という減災目標を定めるとともに、この目標を達成するために必要となる、住宅及び特定建築物の耐震化率の目標（住宅・特定建築物の耐震化率現状75%を10年後に90%とする）が設定された。

これを受け、平成17年11月には「(改正) 建築物の耐震改修の促進に関する法律」が公布され、平成18年1月に施行された。

【位置付け】



【目的】

災害に強い、安全・安心なまちづくりの推進に向けて、市有特定建築物で、旧耐震基準で建築された既存建築物のうち耐震化されていない建築物について、地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とする。

【資料④】都市計画道路網の見直しの背景・目的

【背景】

平成20年11月に国土交通省の諮問機関である社会資本整備審議会道路分科会において、これまでは増加すると予測されていた自動車の将来交通需要が、初めて減少する見通しが発表された。県においても平成21年に将来交通量が検証され、平成42年の交通量は平成17年の実績値より2割減少する結果となった。また、平成23年9月に交通センサスが公表され平均交通量の減少が示され、将来の社会経済情勢の変化を踏まえ都市計画道路網を見直す必要が生じた。

【目的】

現在の奈良市内における都市計画道路のネットワークは昭和41年に形成されたものの、事業進捗率は約52%である。都市計画決定後、未着手等の都市計画道路について、近年の社会経済情勢の変化と奈良市の現状を踏まえ、都市計画道路のネットワークを見直すことを目的とする。

実施計画名：

教育・保育施設の適正化

これまでの 取組内容	少子化の進行により、幼児児童生徒数が減少している地域と住宅開発等に伴い増加している地域が偏在している現状から、教育的効果があがる幼児児童生徒数を維持するために学級規模・学校規模の適正化を図ってきた。 また、幼保一体化^(※29)に向けて、市・私立保育所、市立幼稚園の現状把握、及び先進他市の保育所・幼稚園・幼保連携園に関する情報収集を行い、市立保育所・幼稚園の在り方について検討を重ねてきた。幼保共通の「奈良市立幼稚園・保育所・認定こども園 教育保育カリキュラム」については、策定することができた。
課題	国の「子ども・子育て新システム^(※30)」の動向を見据え、平成23年度から創設した「こども未来部」を中心に、教育委員会とも連携を図りながら適正化へ向けた計画策定を行うとともに、実施に向け関係各機関と協議を行う必要がある。

1	項目名	幼稚園、保育所の規模・配置の適正化と幼保一体化				
資料①	取組内容・目標	少子化、共働き世帯の増加等急激な社会環境の変化に対応するため、市立の幼稚園、保育所について、子どもの健全な発達を保障し、保護者の子育て支援を効果的に行えるようその規模及び配置について適正化を図る。また、国における「子ども・子育て新システム」の動きを考慮しながら市立の幼稚園、保育所の統合再編等により、幼保一体化を図る。				
資料②						
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		検討	基本方針、基本計画策定	基本方針、基本計画に沿って実施	継続実施	継続実施
統括課	子ども政策課	関係課				

2	項目名	学校規模の適正化（小・中学校）				
資料③	取組内容・目標	少子化が進行している地域での学校の小規模化や開発等により子どもの数が急増している地域での学校の大規模化を解消し、子どもたちが適切な規模の集団の中で効果的な教育を受けられる環境を提供するため、統合再編等の方策により、小・中学校の規模及び配置の適正化を進める。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		学校規模適正化実施計画（中期計画）に沿って、主に過小規模の小・中学校について規模適正化を進める			後期計画に沿って、規模適正化を進める	
		後期計画策定				
統括課	教育政策課	関係課				

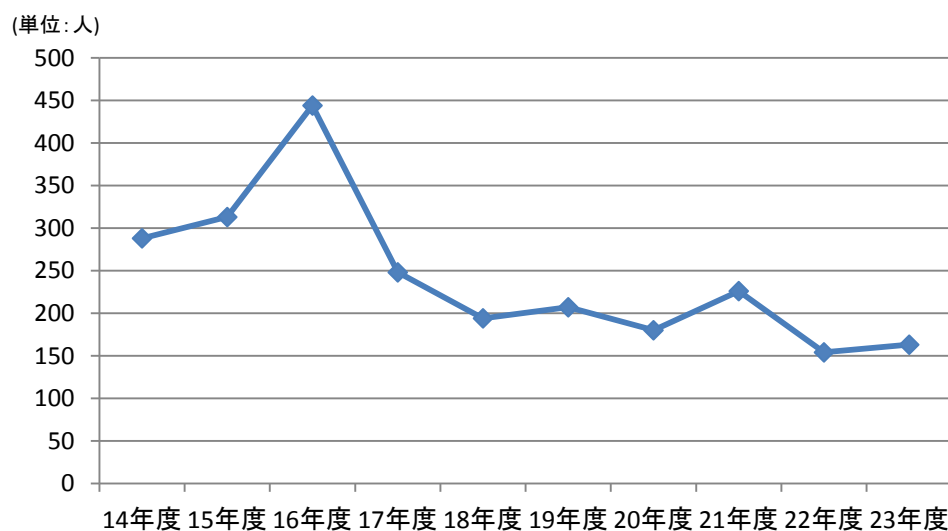
【資料①】市立幼稚園の園児数の昭和54年度（ピーク時）と平成23年度との比較
※各年度5月時点の数値

	昭和54年度	平成23年度
園児数	8,163人	2,023人
幼稚園数	34園	39園
総学級数	246学級	106学級
1園あたりの園児数	240.1人	51.9人
1園あたりの学級数	7.2学級	2.7学級
1学級あたりの園児数	33.2人	19.1人

※平成21年度より、認定こども園（※31）富雄南幼稚園でのみ、3歳児保育（2クラス）を実施（上記数値に含まれる）

市立幼稚園の園児数は、昭和54年度には8,163人でピークであったものが、少子化や保護者のニーズの多様化により平成23年度は2,023人とピーク時より約75%も減少している。この間、施設数はさほど変わっておらず、園の小規模化が進んでいる。小規模園では、メリットもあるが、子ども同士の育ちあいができにくくなったり、集団生活を通した十分な教育効果をあげられなくなると考えられる。一方で、保育所については、女性の社会進出の拡大、核家族化等社会情勢の急速な変化に伴い、入所したくてもできない待機児童が発生しており、民間活力の導入による新設等を行いながら定員増加の手だてを行ってきているが、潜在的な待機もあり、一定数の定員増を図っても待機児童の発生を解消しきれていない状況にある。

【資料②】奈良市の保育所待機児童数の推移（第一希望のみでの待機児童除く）
※各年度3月時点の数値（平成23年度は12月の数値を記載）



【資料③】学校規模の適正化(小・中学校)

奈良市立学校の児童・生徒数は、少子化の影響もあり、小学校で昭和57年度、中学校で昭和62年度から減少傾向に転じている。平成23年度の小学校児童数は17,509人、中学校生徒数は8,658人で、ともにピーク時から約46%減少している。この間、学校数はほとんど変わっていないことから、学校の小規模化が進んでいる。

小規模校や大規模校にはそれぞれのメリットがあるが、過度に小規模化や大規模化が進んだ場合には、デメリットとしての影響の方が大きくなり、教育的効果を十分にあげられなくなると考えられる。

そこで、市教育委員会では、平成20年1月に「奈良市学校規模適正化実施方針」を策定し、学校規模の基準を次の表のとおり定めた。現在は、「中学校区別実施計画

(案)【中期計画】」に沿って、学校規模と配置の適正化を進めている。

なお、適正規模の学級数は、適切なクラス替えが可能であること、中学校では各教科複数の教員配置が可能であること、国の基準等幅広い観点から検討して定めたものである。

	過小規模	小規模	適正規模	大規模
小学校	1～5学級または 6学級で100人未満	6学級で100人以上 または7～11学級	12～18学級 (1学年＝2～3学級)	19学級以上
中学校	1～5学級	6～8学級	9～18学級 (1学年＝3～6学級)	19学級以上

※特別支援学級数は含まない。

※学校教育法施行規則では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」(中学校にも準用)とされている。

実施計画名：

低未利用土地・建物の有効活用

これまでの 取組内容	施設の老朽化が進んでいたり、利用者数が少なかったことなどから「野鳥の森」や「青年の家交楽館」、母子福祉センター「母と子の家」、「平城プール」、「なら奈良館」及び「青少年児童会館」を廃止するなど公共施設の効率的な管理運営に努めてきた。 また、利活用の見込みがない市有地については、積極的な貸付・売却を行ってきた。
課題	利用されていない公共資産について、市全体への情報提供を行って利活用を図るという観点からは未だ取組が不十分な点がある。

1	項目名	低未利用土地・建物の洗い出し				
	取組内容・目標	本市の財政状況と刻々と変化していく市民ニーズに合致した資産管理を行っていくため、全庁的な未利用及び低利用土地・建物の洗い出しを行うことで、資産の有効活用や売却を促進していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		洗い出し	進捗管理	洗い出し	進捗管理	
	統括課	行政経営課		関係課	総合政策課、管財課	

2	項目名	低未利用土地・建物の有効活用				
	取組内容・目標	従来から公共資産は、担当部署ごとに管理されており、全庁的な情報の共有や有効活用に向けた観点が課題であった。 公共資産の有効活用に関する統括課を明確にし、情報の共有等を図ることで、アセットマネジメントを導入した資産管理体制を確立する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		全庁的な公共資産有効活用の推進				
	統括課	総合政策課		関係課	管財課、行政経営課	

3	項目名	低未利用土地・建物の売却等推進				
	取組内容・目標	必要性を精査の結果、利活用の見込みがない市有地については、積極的に貸付や売却を行っていく。 さらに、平成22年に廃止した宅地造成事業費特別会計と今後廃止予定の土地開発公社の保有地については、廃止にあたって起債した第三セクター等改革推進債(※32)の償還に充てるため、積極的に売却等を推進していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		宅地造成事業引継分等の売却		土地開発公社引継分等の売却		
	統括課	管財課		関係課	行政経営課、総合政策課	

実施計画名：	省エネルギー化の推進
--------	------------

これまでの 取組内容	本市では、平成15年に策定した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（平成15年度～19年度）」に引き続き、「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第2次）（平成20年度～24年度）」を策定し、電気使用量の削減やエコスタイルの推進など省エネルギー対策を行ってきた。また、今夏の電力不足に対して、照明やパソコンの運用改善等による節電対策も行った。 また、街路灯については、道路利用者が夜間に安全で安心して通行できる環境づくりのため、毎年増設を図ってきた。
課題	平成20年の省エネ法改正に伴い、これまでの大規模な工場におけるエネルギー管理から、事業者全体でのエネルギー管理が義務付けられ、推進体制（組織）を設ける必要が生じている。また、ハード面の取組（省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの普及など）強化も課題であり、同時に温室効果ガスの排出量削減への努力も必要である。 また、街路灯の増設により、維持管理費（電気料金、電球交換費等）も増加しており、現在も街路灯の新設等に関する要望を多数いただいている状況である。

1	項目名	エネルギーの使用の合理化推進				
資料①	取組内容・目標	まずは、エネルギーの使用の合理化の法律の規定に基づき、特定事業者として省エネ活動を進めるための組織（部局横断的プロジェクトとして取り組む「省エネルギー推進委員会」）を立ち上げるとともに、省エネ診断等を利用したエネルギー使用の現状把握・評価を行い、改善目標を設定する。 次に、より具体的に年度ごとの目標を設定し、それを遵守するためのマニュアルとなる管理標準を作成し、事業者としての省エネルギー方針を明確化する（Plan）。その後、各部署において改善活動（各種エネルギー機器の運用改善や最適運転、省エネ型設備の導入など）を行う（Do）。この計画及び活動実施段階で重要になるのがライフサイクルコスト（※23）の考え方である。 省エネ活動実施後は、どれだけの効果があったかの確認をし（Cheak）、改善が必要であれば、管理標準やプログラムなどの見直しを図る（Act）。その後はさらなる改善目標の設定を行う等し、継続的なPDCA実施によるエネルギー管理を進めていく。 また、中長期的に努力し、計画的に取り組むべき目標として、エネルギー消費原単位（※33）の年平均1%以上低減を進める。				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		基準 5年平均で1%の原単位を低減 体制・組織の整備 継続的PDCAの実施 年度計画 [参考]99.5%				
統括課	環境政策課	関係課				

2	項目名	街路灯のLED化の推進				
資料②	取組内容・目標	LED照明は蛍光灯や白熱電球といった従来型の照明器具と比較すると、省エネルギー化及び長寿命化が図れるとされている。しかしながら、高価格であることや現実的にはさらなる技術的な向上が必要な状況であることから、LEDランプを試験的導入し、効果を検証するとともに、今後実用化へ向けて検討を進めていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		調査・検討を進める				
統括課	道路維持課	関係課				

【資料①】

ライフサイクルコスト

ライフサイクルコストは、下図のコストと年数の積＝面積値で表される。
 →下図より省エネ設備は初期投資は高いが、その費用分をランニングコストの低減分で回収できる。また、長寿命化によるメンテナンス回数の減少による相乗効果により大幅なコストの削減が見込まれる。

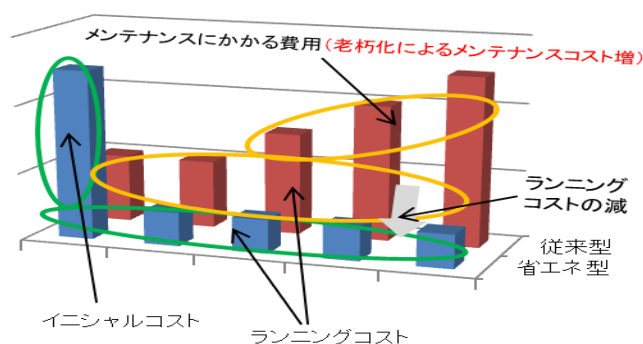


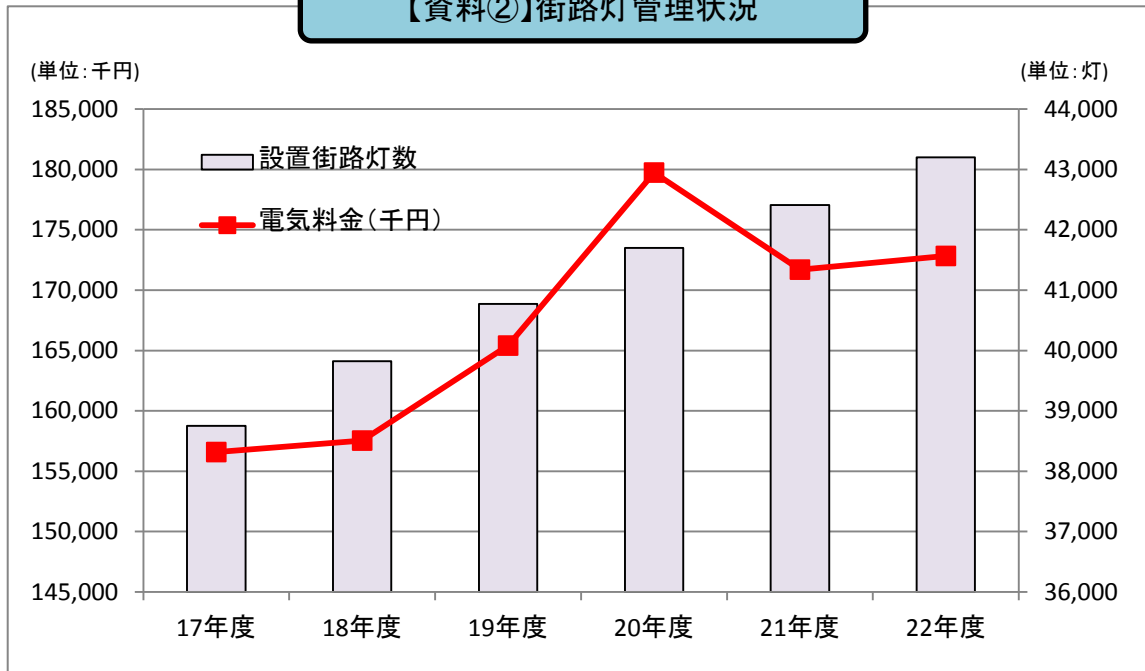
図. 機器運用改善、設備改修によるライフサイクルコスト削減

エネルギー消費原単位

エネルギー効率を表す値。単位量の製品や額を生産するのに必要な電力・熱（燃料）などエネルギー消費量の総量のこと、一般に、省エネルギーの進捗状況をみる指標として使用される。

例えば、10億kcalのエネルギーを使用して1億円のGDPを得た場合、エネルギー原単位は「10億kcal／1億円＝10kcal／円（1円の価値を生み出すために10kcalのエネルギーを使用した）」となる。従って、この値が小さい程、生産効率の上昇を示し、省エネルギー化され、温暖化への寄与が小さいといえる。

【資料②】街路灯管理状況



本市の街路灯は、平成23年3月末で約43,000灯所有しており、新設についても、毎年年間約2.2%の増設を図ってきた。その電気代は、平成22年度で年間172,833千円（全額市負担）である。
このことから、電気代が7割程度に削減されるといわれているLEDランプの検討する必要があると思われる。

カネ ～ 持続可能な財政基盤の確立 ～

「選択と集中」による行政のコンパクト化

事業・業務の総点検

自主財源の確保

公共サービスの担い手の最適化

外郭団体の統廃合

実施計画名：

財政規律の強化

これまでの取組内容	予算編成については、施策の「選択と集中」による予算の重点配分を念頭におき、事務事業の精査を積極的に行ってきた。また、経常的経費においては、一部枠予算を定め編成を行う取組を進めた。 市債については、起債にあたって交付税などの財源措置に配慮するなど、後年度負担の削減を行ってきた。さらに、公的資金の繰上償還による金利負担の軽減を図った。普通建設事業については、主に保健所等複合施設整備事業による大規模な借入が必要となったが、他の緊急性・必要性の検討を行い、優先順位の高いものに限定した。
課題	本市予算の収支不足を解消するため、予算編成事務において、枠配分の範囲の設定やシーリング^(※34)率を検討し、行財政改革との連携・整合性を図る必要がある。 また、厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、今後も予算編成方法の検討を含め、財政規律の強化を図り、限られた財源を有効に活用できる予算編成に取り組んでいく必要がある。

1	項目名	予算編成方式の改革				
	取組内容・目標	行財政改革（財政健全化）の推進には、現下の財政状況を全職員が認識し、財源の確保と歳出抑制に創意工夫を凝らし、行政総体として継続して取り組むことが重要であり、予算の編成においては、一件査定方式に加え、一定の経費について各部局に予算を配分する枠配分方式を含めた予算編成方法を検討していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		調査・検討				
	統括課	財政課		関係課		

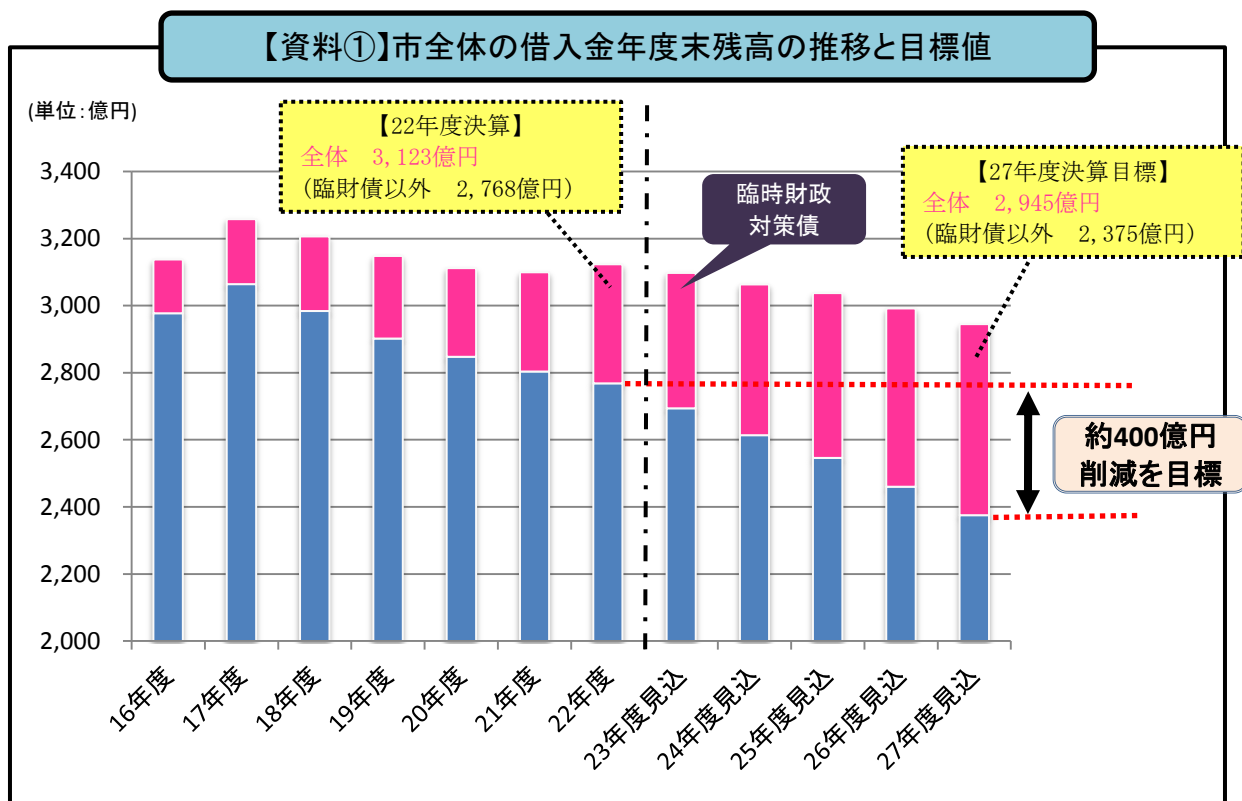
2	項目名	施策評価 ^(※35) の高度化による、予算編成との連携				
	取組内容・目標	現行の施策評価は、実施時期等の問題から予算編成過程において活用することができていない。 そこで、第4次総合計画の進捗管理を兼ねて実施する予定の施策評価をより高度化し、過年度の成果（アウトプット・アウトカム・インパクト^(※36)）の詳細な評価を進めることで、予算編成過程での活用をめざす。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		施策評価の見直し	施策評価の実施 予算編成との連携検討			
	統括課	総合政策課		関係課	財政課	

3	項目名	事務事業の見直し				
	取組内容・目標	将来的に持続可能な財政基盤を確立するためには、右肩上がりの社会を前提とした仕組みから脱却し、右肩下がりの社会を想定した経営が必要となる。 このことから、事務事業を継続的に見直すことで行政をコンパクト化し、より少ない税金や料金等でより大きな効果を上げる「選択と集中」による経営を推進していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		事務事業の継続的な見直し				
	統括課	行政経営課		関係課		

4	項目名	補助金の見直し				
	取組内容・目標	補助金については、財政状況を踏まえた上で、社会情勢や住民ニーズの変化等に応じた事業の公益性や実施効果等について検証し、その必要性等により重点化を図り、補助の役割が薄れたものについて見直し、終期の設定や縮小等適正な執行を図る。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		補助金の継続的な見直し				
	統括課	財政課		関係課		

5	項目名	市債残高の削減				
	取組内容・目標	市債の発行に際しては、発行額の適正化を図り市債残高の削減に努めるとともに、後年度における負担抑制のため財源措置のある市債の活用と、過去の高金利の市債借換えや繰上償還を行う。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		継続運用		市債残高約400億円の削減目標 (臨時財政対策債除く)		
	統括課	財政課		関係課		

6	項目名	資金調達金利の軽減				
	取組内容・目標	老朽化の進んだ公共施設の大規模改修・更新や土地開発公社の解散など様々な財政需要に対応するため、市債発行による資金調達の必要性は高い状況にある。 このことから、資金調達金利の軽減を図るため、将来の市場流動性リスクを管理したうえで、金融機関との協議・検討を進めていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		資金調達の実施				
	統括課	財政課		関係課		



※上記、市全体の借入金に債務負担行為額は含まれていない。債務負担行為は、あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないためである。(したがって、現実に現金支出が必要となった場合は、あらためて歳出予算に計上することになる。)

臨時財政対策債とは

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。

つまり、地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているという形であり、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に地方交付税に算入されることとなっている。制度の成り立ちから考えれば、臨時財政対策債は地方交付税の代わりのようなものであるが、ここで気を付けなければならないのは、あくまでも地方公共団体の責任において行う借金であるということである。

上記、目標値の設定にあたっては、現行制度が継続した場合を想定している。

実施計画名：

受益者負担の見直し

これまでの 取組内容	本市の事業を継続するため、行政サービスを利用する市民と利用しない市民との間の行政サービスの費用負担の公平性の観点から、使用料・手数料の見直しを図り、かつ、事業を継続するために必要な財源を捻出するため、老春バス優待乗車にワンコイン制導入、各種がん検診自己負担金、公民館使用料など、事業ごとの見直し作業を実施してきた。
課題	一部の受益者負担金については見直しを実施したものの、必要性を認識しながらも取組が進んでいないものがある。 また、統一的な基準での全庁的な見直しを実施する必要がある。

1	項目名	ごみ処理の有料化				
	取組内容・目標	国において示された一般廃棄物処理有料化のガイドラインを受け、奈良市清掃業務審議会等において、議論・検討を重ね、平成21年3月に「奈良市の家庭ごみ有料化について」答申をいただいた。 この答申にあるように、実施については、広く市民の意見を聞き、十分な説明責任を果たし、市民の合意形成を図る。なお、実施時期については、経済不況等により、市民の家計負担感が増している現状を考慮し、慎重に検討を進めていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		家庭ごみ有料化基本方針(案)の策定				市民周知
	統括課	企画総務課		関係課		

2	項目名	地域ふれあい会館の有料化				
	取組内容・目標	現在、地域ふれあい会館は無料であるが「奈良市行財政改革実施計画」の方針及び「公民館の使用料のあり方等について（報告）」を受け、これらの趣旨を具体化するため、地域ふれあい会館に利用料の制度を導入し、受益者負担の考え方により、利用者と非利用者の公平性を確保するとともに指定管理者の自主的な運営を行いやすくし、施設のより効果的な活用を目指すことができる。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		検討	方針決定 周知期間	料金有料化		
	統括課	地域活動推進課		関係課		

3	項目名	受益者負担に関する統一基準の策定				
	取組内容・目標	「使用料設定にあたっての基準（案）」の策定を行い、長年同じ金額で据え置かれているものや設定金額が必ずしも明確とはいえないものについて見直しを行う。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		検 討	基準案の作成	全庁的な見直し 周知期間	基準の適用	
	統括課	行政経営課		関係課	施設所管課等	

実施計画名：	市税等債権回収の強化
--------	------------

これまでの 取組内容	自主財源の確保及び税負担の公平性の観点から、文書による督促や催告、また口頭による納税指導を徹底した。さらに、高額滞納者に対しては、行政処分として預貯金や不動産及び動産の差押えを強化し、その後公売を実施した。
課題	持続可能な財政基盤を確立するためには、新たな収入が望めない状況の中、自主財源を確保することがより重要になる。また、税負担の公平性の観点からも、あらゆる手段を使って、収納率のさらなる向上を図る必要がある。 さらに、税外未収債権 ^(※37) の縮減についても、市民負担の公平性の確保とともに、財政健全化を推進する上で歳入の安定的確保のための重要な一つの柱であり、喫緊の課題となっている。

1	項目名	市税の収納強化(市税収入の確保と収納率の向上)				
資料①	取組内容・目標	新規滞納者の抑制を図るため、口座振替加入勧奨・コンビニや郵便局に収納窓口の拡大・「納税呼びかけセンター」等の事業を継続して行う。				
資料②						
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		事業継続実施				
統括課		納税課		関係課		

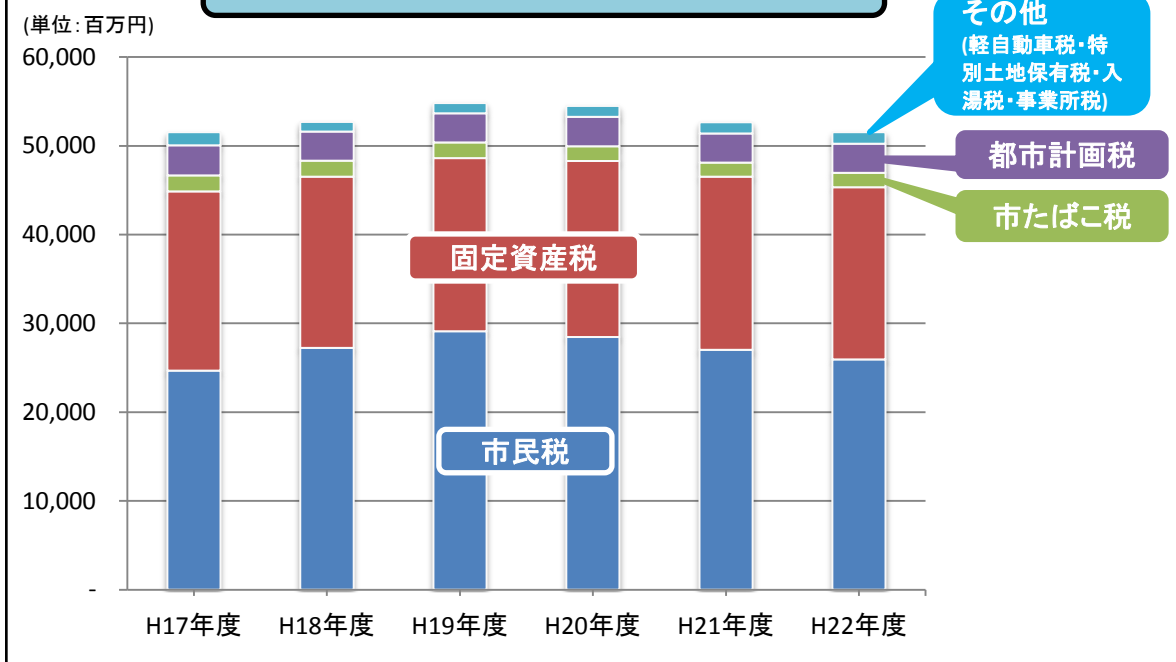
2	項目名	適切な滞納処分の実施				
資料①	取組内容・目標	滞納者への催告書による納付勧奨を図るとともに、滞納の時効案件や高額案件等のリスト管理を行い、継続的に預貯金や生命保険等の財産調査及び、納税交渉経過を分析しながら滞納案件を把握し適切な滞納処分を行うことで収納率の向上と税負担の公平を確保する。				
資料②						
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		財産調査、生活調査を進め適切な滞納処分の実施				
	統括課	滞納整理課		関係課		

1	共通目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
2	22年度収納率 90.86%	収納率 の向上				【数値目標】 中核市平均値

3	項目名	税外債権の管理の適正化と徴収強化(税外未収債権の縮減)				
	取組内容・目標	本市が保有する未収債権の縮減は、市民負担の公平性の確保とともに、財政健全化を推進する上で歳入の安定的確保のための重要な一つの柱であり、喫緊の課題となっている。 そこで、弁護士など外部の専門家のノウハウを取り入れながら行動計画を策定し、各債権所管課における税外債権の管理の適正化と未収債権の縮減を推進していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		計画の策定	計画の推進	税外未収債権額の縮減		
	統括課	債権整理課		関係課	各債権所管課	

4	項目名	市営住宅家賃回収の適正化				
	取組内容・目標	平成23年3月31日時点において累計12か月以上の滞納件数が422件、滞納金額が約6億5千万円に達しており、早期に住宅家賃滞納者に対し住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求め、履行されない場合は明渡し及び家賃の支払い請求訴訟などの法的措置をとっていく。 平成23年4月1日以降に発生した家賃の滞納の処理として「奈良市営住宅家賃滞納処理要領」を制定し、それに沿って家賃滞納の解消を図っていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		明渡し及び家賃支払い請求訴訟				
	統括課	住宅課		関係課		

【資料①】市税収入額及び収納率の推移



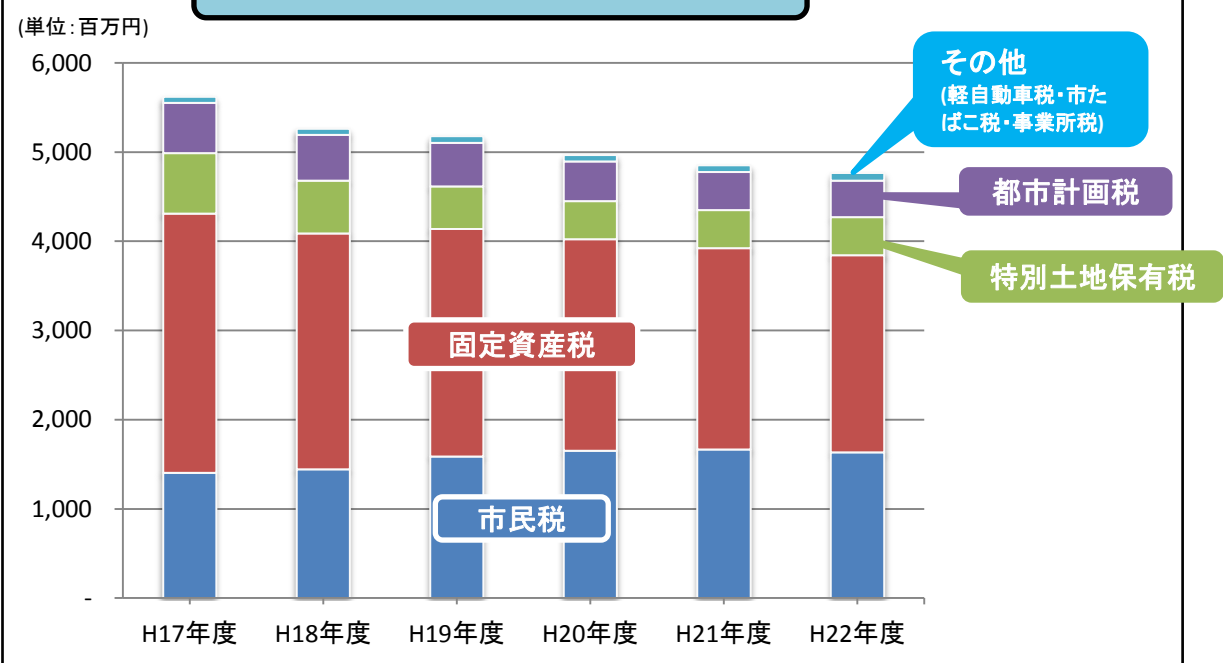
※平成19年度からそれまで所得税として徴収されていた金額の一部が市民税に移譲されたため、市民税が大幅に増加している。

● 市税収納率

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
現年課税	97.83%	97.94%	97.67%	97.57%	97.82%	98.08%
滞納繰越	14.54%	15.81%	16.51%	19.22%	17.64%	14.11%
合計	89.41%	90.07%	90.61%	90.82%	90.94%	90.86%

※奈良市を除く中核市の平均は、現年課税97.9%・滞納繰越20.9%・合計92.6%（平成21年度）

【資料②】市税滞納繰越額の推移



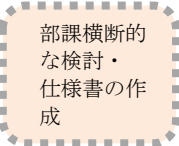
実施計画名：	公共サービスの担い手の最適化
--------	----------------

これまでの 取組内容	平成20年度にアダプトプログラム推進事業（さわやかクリーン奈良）やグリーンサポート制度を創設するなど、市民の自主的な活動意識の向上を図った。 また、民間の資金やノウハウの活用については、暮らしの便利帳の民間との共同発行、学校給食調理業務の民間委託を拡大、青少年野外活動センターなどの管理運営について指定管理者制度を導入し、公募により指定管理者の選定を行うなどの取組を進めてきた。
課題	団塊の世代の職員の定年による大量退職や早期退職者の増加に伴う職員構成の大きな変化が起こっている一方、市民ニーズの多様化や地方分権の影響により、複雑多様化する業務に少数の職員で挑まなければならない現状がある。 こうした中、職員数の削減や事業の効率化によるサービスの充実などを同時に進めていくためには、公共サービスの担い手の最適化を図る必要がある。

1	項目名	民間委託業務等の洗い出し				
	取組内容・目標	民間委託、指定管理者制度（※38）、PFI（※39）、民営化などの様々な手法を視野に入れながら、幅広い範囲で公共サービスを民間などに任せることを検討し、公共サービスの担い手の最適化を推進していく。 平成23年度は、「事業・業務の総点検」を実施していく中で、外部の視点を取り入れて民間委託などへの移行可能業務の洗い出しを進める。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		総点検の実施	洗い出しの継続			
	統括課	行政経営課	関係課			

2	項目名	公共施設の運営管理業務に関する民間委託導入の検討・実施				
資料①	取組内容・目標	事業・業務の総点検において、民間への委託を検討できる業務、市民サービスの維持・向上が見込まれる業務、またコスト削減効果が見込まれる業務など、民間委託化による効果が高いとされた公共施設の運営管理業務について、指定管理者制度などの導入を検討し、可能なものから実施していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		総点検の実施	民間委託導入の検討	実施さらなる検討		
	統括課	行政経営課	関係課	施設担当課		

3	項目名	窓口業務の改善（市民サービスの向上）				
資料①	取組内容・目標	待ち時間の解消と市民目線に立った窓口体系及び窓口業務の民間委託化を視野に入れ、業務プロセスの見直しによる市民サービスの向上と業務の効率化を目的として窓口改善を図る。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		窓口業務の改善（市民サービスの向上）	戸籍電算化稼働・外国人登録の住民票移行 証明発行業務の民間委託検討	方針決定		
統括課	市民課	関係課				

4	項目名	窓口業務の民間委託導入の検討・実施				
資料①	取組内容・目標	平成23年度に取り組む「事業・業務の総点検」により、民間委託の導入を検討すべきとされた窓口業務について、実施に向けた方針の決定を進める。 また、市民課が担当する窓口業務の民間委託検討作業と連動するなど、市民目線での検討を部課横断的に実施していくことによって、さらなる市民サービスの向上と経営資源の有効活用を図る。さらに、これらの取組の成果を検証し、他の窓口業務についても民間委託の拡大を図っていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		総点検の実施	民間委託導入の検討 	実施 さらなる検討		
統括課	行政経営課	関係課 窓口業務担当課				

5	項目名	民間活用による定型的な業務などの効率的な実施				
資料①	取組内容・目標	定型的・簡便的な業務に対する職員の事務負担が大きい影響で、本来注力すべき審査・調査業務が煩雑になっている可能性がある。 平成23年度に取り組む「事業・業務の総点検」の中で、定型的・簡便的な業務、外部のノウハウを取り入れた方が効率的な業務などについても洗い出しを行い、すでに民間委託の事例や実施可能な事業者が存在する業務から検討を進めていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		総点検 の実施	民間委託 導入の検討	実施 さらなる検討		
統括課	行政経営課	関係課				

6	項目名	指定管理者の公募の促進				
	取組内容・目標	指定管理者を公募で選定している施設数が少ない状況である。 このことから、平成27年度には公募施設40か所をめざし取組を進めていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		公募施設数 28か所				40か所
統括課	行政経営課	関係課	施設担当課			

7	項目名	市営住宅の民間借上げの検討				
	取組内容・目標	他都市の導入事例を調査し、「民間住宅を活用した借上げ」による効率的な公営住宅の供給が可能であるのか課題や諸問題を検討し、国・県との協議を経て方針策定する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		他都市調査	他都市調査による実施事例の整理	国・県との協議・調整	方針作成	
	統括課	住宅課		関係課		

【資料①】民間委託検討業務例一覧

1. 公共施設の運営管理業務に関する民間委託導入の検討・実施

- ・図書館運営管理業務
- ・バンビースペース運営管理業務
- ・市営住宅運営管理業務
- ・児童館運営管理業務 など

【メリット】

- ・民間のノウハウ等の活用により、市民ニーズに迅速・柔軟な対応が可能
- ・コスト削減により、利用時間の延長など施設機能の充実が可能

2. 市民課等窓口業務の民間委託導入の検討・実施

- ・市民課（住民票等各種証明発行）窓口業務
- ・各税証明発行窓口業務
- ・火葬予約窓口業務
- ・国民健康保険窓口業務
- ・後期高齢者医療窓口業務
- ・各医療費助成窓口業務 など

【スケールメリット】

- ・諸証明発行業務を一元化するなど、関係窓口を集約することでワンストップ化が可能

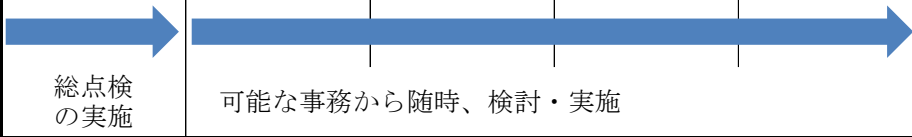
3. 定型的・簡便的な業務などの民間委託導入の検討・実施

- ・公用車の運転及び管理に係る業務
- ・生活保護受給者就労支援業務
- ・子ども手当等書類処理業務
- ・国民健康保険内部業務
- ・後期高齢者医療内部業務
- ・日本スポーツ振興センター災害共済給付に関する業務
- ・住民票、戸籍謄本等内部業務
- ・各種支払通知書、納付書等収受・発送業務 など

実施計画名：

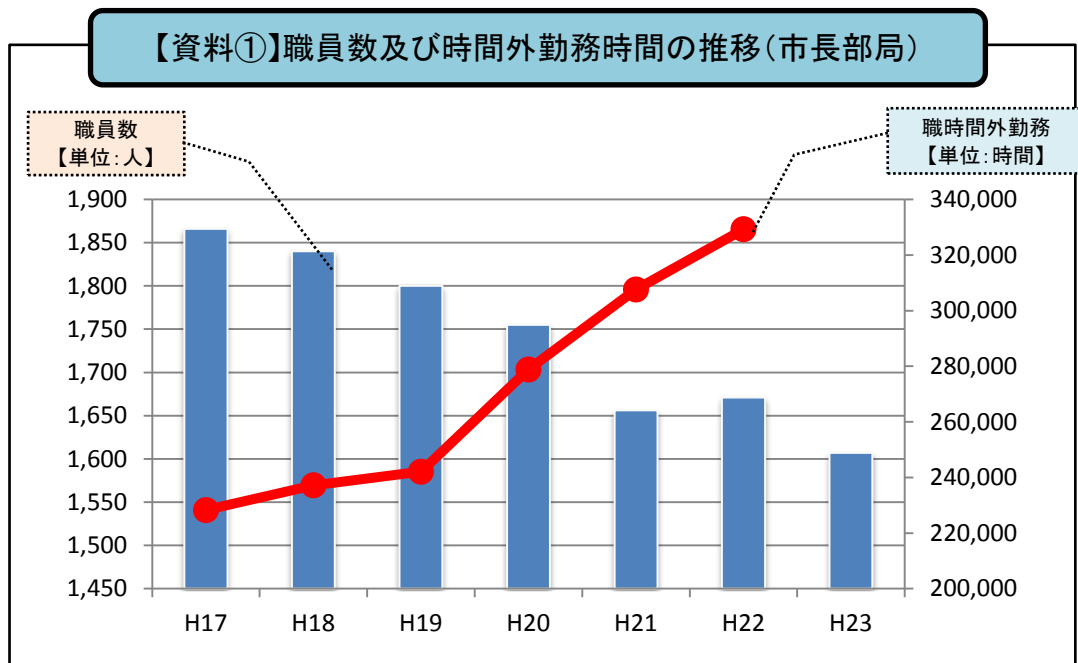
部・課横断的な取組による業務の効率化

これまでの 取組内容	市民が気軽に問合せができる窓口として、開庁時間だけでなく、休日や閉庁時間における市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、コールセンターを平成19年度から民間に委託している。
課題	団塊世代の職員の定年による大量退職などに伴う職員構成の大きな変化が起こっている一方、市民ニーズの多様化等の影響により、複雑多様化する業務に少数の職員で挑まなければならない現状があり、各課に庶務担当職員を配置できていない。 また、厳しい財政状況の中、市民サービスに直接影響しない総務事務系の情報システムに財源を投入できずに老朽化が進み、事務が非効率になっている事例が多くなっている。

1	項目名	総務事務の効率的な実施				
資料①	取組内容・目標	総務事務の統合、一元化、民間の活用などを進めることにより事務の効率的な実施を進め、コスト削減を図る。 例えば、旅費事務や非常勤・臨時職員の給与計算事務を業務のマニュアル化を進めることで特定の課で一元的に実施する体制を構築する。 また、インフラとサービスをセットで提供できる民間事業者の調査、コスト比較を行い、委託の検討を進めていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	行政経営課		関係課	会計課、人事課、情報政策課など	

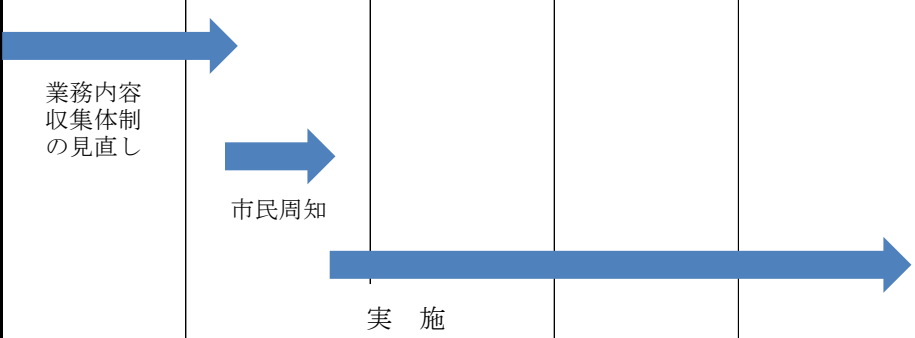
2	項目名	物品等調達業務の一元化				
	取組内容・目標	現在実施している会計課による物品の一括調達の範囲を拡大し、さらなる一元化による業務の効率化及びコスト削減をめざす。 特に、調達件数が多い教育委員会（各学校等）について、その範囲の拡大対象とする。 また、随意契約の見直し、仕様書作成ノウハウの蓄積、調達関係要綱の整備等を進めることで調達に係る機能の強化を図る。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	会計課		関係課	教育総務課	

3	項目名	電話対応業務の効率化				
	取組内容・目標	代表電話（☎34-1111）とコールセンター（☎36-4894）を一体化することで、電話による市民の問い合わせ・案内などに一体的に対応し、民間委託を拡大し行財政改革の推進のために、総合的な電話案内業務の運営を実施する。 また、FAQの充実を図ることで、業務マニュアルの整備も促進していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	統括課	広報広聴課 管財課		関係課		

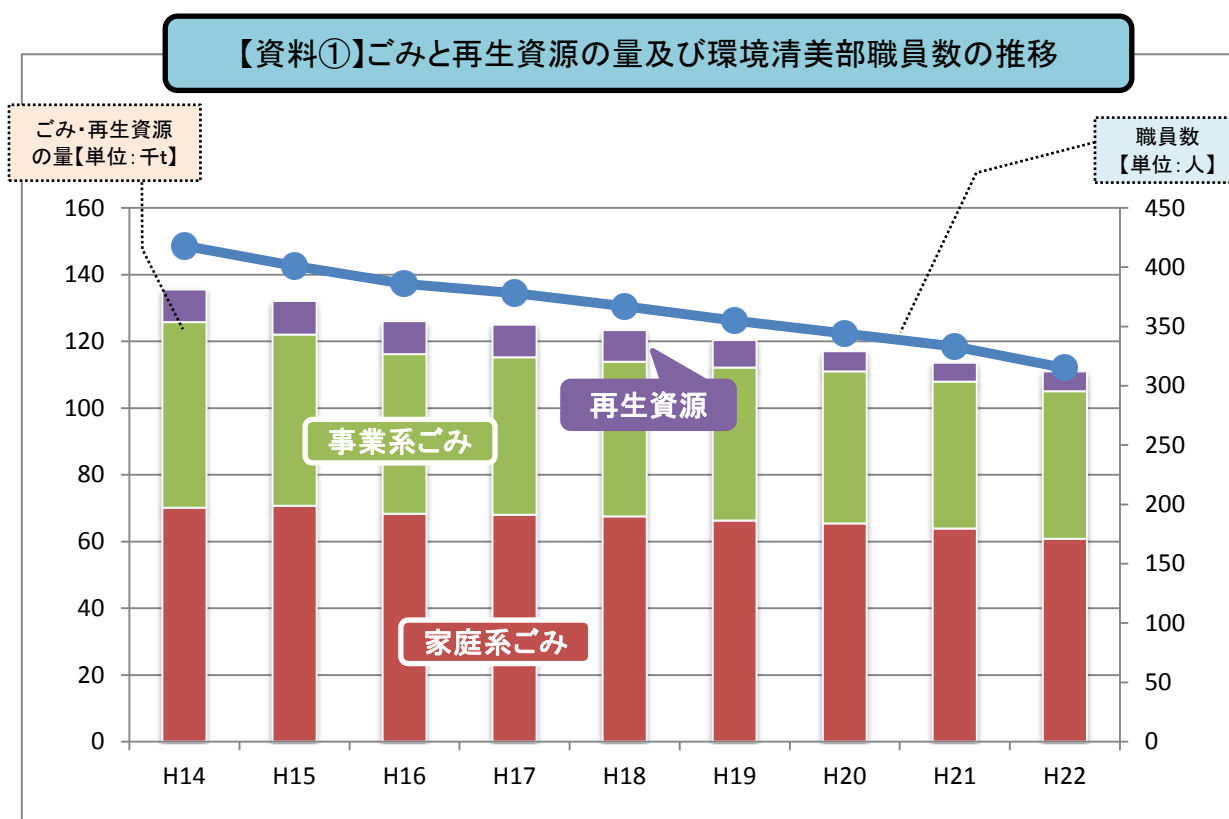


実施計画名：	ごみ収集の効率化
--------	----------

これまでの 取組内容	市民サービスの向上と収集業務の効率化を図るため、市民ニーズに応えた収集品目の見直し及び収集業務の平準化と法令を遵守した安全な収集体制の構築に向け、検討を重ねてきた。 また、法令遵守に関して、平成23年10月よりごみの過積載防止を目的とした収集体制の見直しを先行して実施し、成果をあげている。
課題	長年の作業方針がもたらした慣習を変えるため、ごみを収集する側とごみを排出する側の相関関係が図れる、バランスのとれた収集体制の検討を進めていく必要がある。

1	項目名	収集業務体制の効率化				
	取組内容・目標	ごみ収集業務の市民サービス向上のため、現行の収集体制、収集品目等の見直しと業務量の平準化を行う。また、コスト縮減をめざし、効率の良い収集体制の構築を進めていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	業務改善課		関係課	企画総務課・リサイクル推進課・収集課・まち美化推進課・環境清美工場	

2	項目名	ごみ関連業務の段階的な民間委託の拡大				
資料①	取組内容・目標	団塊の世代の職員の定年による大量退職などにより、担当職員が減少する中、業務の効率化を図ることでごみ及び再生資源の収集を実施してきた。 しかしながら、民間委託方式の方が直営方式よりもコスト削減を図ることができることから、職員数の自然減に合わせて段階的に民間委託を拡大していく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		検討	委託仕様書の作成	職員数の自然減に合わせて段階的に民間委託を拡大		
統括課	業務改善課	関係課		企画総務課・リサイクル推進課・収集課・まち美化推進課・環境清美工場		



※職員数については、ごみ関連業務（収集、処分、企画など）を所管する環境清美部の職員数を計上している。（ただし、平成23年度からは環境部へ名称変更）

【資料②】ごみ収集運搬コスト等の中核市比較

環境省公表資料「平成21年度一般廃棄物処理実態調査結果」より抜粋

	都道府県名	市区町村名	計画収集人口 (b) (人)	家庭系 ごみ収集量 (c) (t)	事業系 ごみ収集量 (t)	全収集量 合計 (e) (t)	収集運搬のみ 経費合計 (a) (千円)	廃棄物処理 事業経費合 計 (d) (千円)	収集運搬費		廃棄物処理事業経費	
									市民一人あたり (a)/(b) (円/人)	ごみ1トン あたり (a)/(c) (円/t)	市民一人あたり (d)/(b) (円/人)	ごみ1トン あたり (d)/(e) (円/t)
1	福島県	郡山市	334,670	86,399	36,189	143,983	716,867	2,777,401	2,142	8,297	8,299	19,290
2	青森県	青森市	306,116	78,786	36,440	129,496	855,802	4,498,313	2,796	10,862	14,695	34,737
3	岩手県	盛岡市	292,487	68,098	37,515	120,258	754,474	2,269,874	2,580	11,079	7,761	18,875
4	長野県	長野市	385,765	84,303	36,854	141,989	961,556	3,761,233	2,493	11,406	9,750	26,490
5	栃木県	宇都宮市	505,959	126,734	42,292	196,264	1,617,247	6,595,220	3,196	12,761	13,035	33,604
6	群馬県	前橋市	338,793	86,282	33,529	138,247	1,105,391	3,310,916	3,263	12,811	9,773	23,949
7	群馬県	高崎市	369,088	99,259	28,479	145,782	1,282,188	3,381,833	3,474	12,918	9,163	23,198
8	福島県	いわき市	345,124	83,669	40,145	144,227	1,080,816	3,188,274	3,132	12,918	9,238	22,106
9	高知県	高知市	340,928	87,851	32,372	130,035	1,251,490	3,105,841	3,671	14,246	9,110	23,885
10	愛知県	岡崎市	365,518	82,129	26,769	140,770	1,185,927	9,612,254	3,245	14,440	26,298	68,283
38	長崎県	長崎市	446,660	110,192	38,129	165,427	2,874,729	7,391,822	6,436	26,088	16,549	44,683
39	兵庫県	尼崎市	460,917	107,540	52,863	178,735	2,859,040	5,765,852	6,203	26,586	12,510	32,259
40	大阪府	東大阪市	488,396	108,876	80,499	211,695	3,080,991	3,471,235	6,308	28,298	7,107	16,397
41	奈良県	奈良市	368,648	60,522	38,470	114,599	2,310,639	5,451,564	6,268	38,178	14,788	47,571
	中核市(41市)平均		411,105	95,850	39,247	155,685	1,787,817	5,466,416	4,297	18,733	13,311	35,620
	奈良市-中核市平均								1,971	19,446	-5,012	-16,330

収集運搬費について、市民一人あたり単価／ごみ1トンあたり単価は、本市が6,268円／38,178円となっているのに対し、中核市平均は4,297円／18,733円となっており、本市の方が1,971円／19,446円高くなっていることがわかる。（中核市の中でごみ1トンあたりの収集運搬コストが最も高くなっている。）

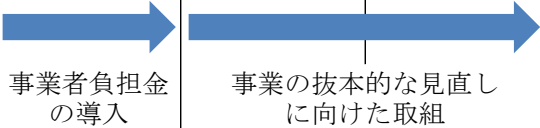
本市は、狭隘道路も多く、2tパッカー車による収集作業が中心であり、また、ごみ集積場の配置や不整備等、個別取りもあり、安全作業のため3人乗車を基本としていることから、他の中核市と比較しても、収集作業員も必然と多くなり、収集コストが高くなっている。

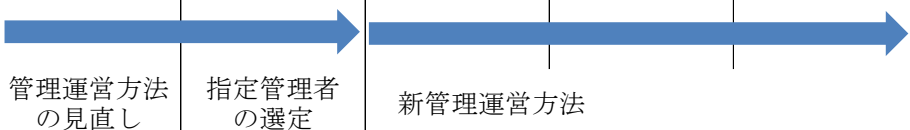
これに対し、収集コストが低くなっている中核市では、民間委託割合が高い傾向にあり、低コスト化の主要因となっている。例えば、福島県郡山市やいわき市、長野市などについては、収集運搬業務を完全民間委託化している。

実施計画名：	高齢社会に対応した施策の見直し
--------	-----------------

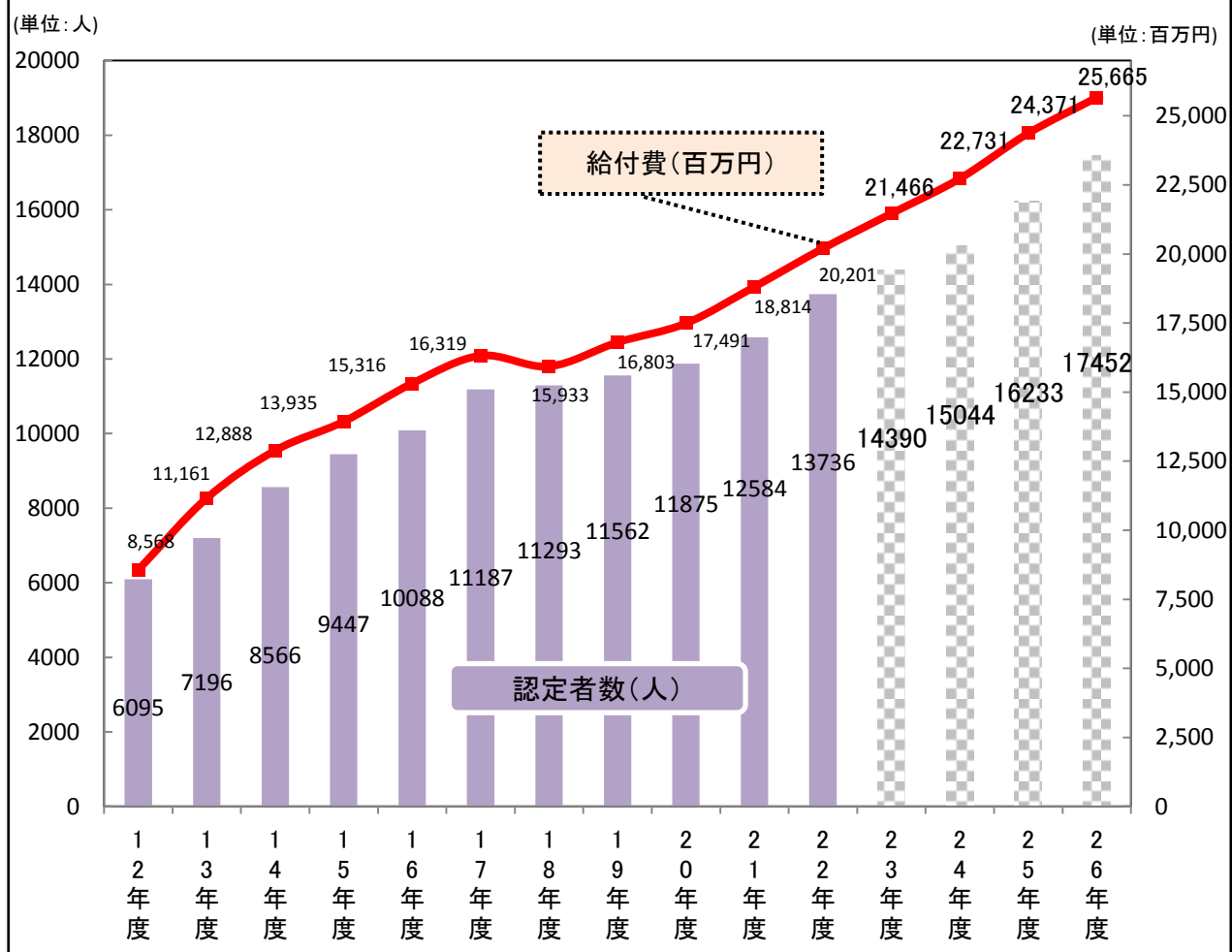
これまでの 取組内容	本市における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案して、サービスの種類ごとの量の見込等について定め、介護保険の事業費の見込を明らかにする等、介護保険制度運営の基となる介護保険事業計画を策定し、市民が安心して暮らせる社会のため、市民と市、事業者などが一体となって介護保険制度が円滑に運営できるよう努めてきた。 また、各高齢者福祉施策について、効率的な行政サービスの提供をめざし取組を進めてきた。
課題	我が国は、少子高齢化が世界に例を見ないスピードで進行し、人口減少社会が現実のものとなる中で、抜本的な少子化及び高齢社会対策が必要とされている。 本市においても、65歳以上の高齢者は、平成22年時点で総人口の約23%（約8万6千人）となっており、将来的にもその傾向はますます進み、平成47年には約38%（約10万5千人）になると推計される。 このような状況から中長期的な視点での高齢社会への対策を推進していく必要がある。

1	項目名	介護保険特別会計の健全化					
資料①	取組内容・目標	本市の人口に対する65歳以上の人口が占める割合は、平成23年10月1日現在、23.7%となっており、また平成27年度には団塊の世代の人々が65歳を迎えることから、今後ますますこの割合が高くなることが予想される。 65歳以上の人口が増加するに伴い、介護保険の認定者数も増加し、認定者数の伸びとほぼ一致して介護保険給付費も伸びている。 給付費の財源は、65歳以上が負担する第1号被保険者保険料と40歳から65歳未満が負担する第2号被保険者保険料で50%を、残り50%を国、県、市で負担している。 第1号被保険者保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画において、3年間の高齢者人口・認定者数・給付費の伸びをもとに決定される。 給付費が増加することにより、それぞれの被保険者や公費の負担額は増大するため、今後いかに認定者数を増加させない、あるいは減少させることができるかにかかっている。そのため、介護予防に重点を置き、地域包括ケア体制を充実させることにより、介護保険特別会計の健全化をめざす。					
		年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			 第4期	 第5期介護保険事業計画			 第6期
		 第5期事業計画策定	 介護予防に重点を置いた、地域包括ケア体制の充実に向けた取組				
統括課	介護福祉課 介護認定課	関係課					

2	項目名	老春手帳入浴事業の抜本的見直し				
	取組内容・目標	平成22年度に実施した「事業仕分け」の判定結果を受けて、本事業を廃止する方針としたことから、利用者や事業者への影響を考慮しつつ、廃止するまでは入浴補助に事業者の一部負担を導入した。 今後、新たな高齢者支援や介護予防につなげる制度として検討する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	長寿福祉課		関係課		

3	項目名	福祉センター（東・西・北・南福祉センター）の管理運営方法の見直し				
	取組内容・目標	平成21年度に実施した「事業仕分け」の判定結果を受けて、管理運営のための経費を削減するとともに、子育て支援事業を開始するなどの運営改善を推進してきた。 今後も、管理運営方法の見直しを図り、地域における交流の場として施設を充実させながら、高齢者の健康保持及び増進を図っていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	長寿福祉課		関係課		

【資料①】介護保険認定者数と給付費総額の関係(23年度以降は計画値)



実施計画名：

ひとり親家庭の就業支援

これまでの 取組内容	これまで本市では、母子家庭等就業・自立支援センター事業のうち、就業支援講習会事業として「IT講習会」と「ホームヘルパー講座」を実施してきたが、母子家庭の母等の自立支援という観点からすれば、就業の相談や情報提供等は十分に行えていなかった。また、県では、中核市である本市以外を対象に、総合的な就業支援サービスを当該センター事業として橿原市の奈良県母子スマイルセンターで実施していたことから、奈良市民は、県が実施する事業と同等の事業が受けられないこともあり、県内利用者との均衡が図れなかった。 平成23年度から当該事業を奈良県との共同直営方式とすることにより、就業支援講習会事業以外の「就業支援事業」「就業情報提供事業」「地域生活支援事業」「母子自立支援プログラム策定事業」をも実施できることとなり、母子家庭の母や寡婦に対して、総合的な就業支援サービスが提供できる。
課題	今後も、母子家庭の母及び寡婦の生活や就業経験等に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、養育費の取り決め等、専門家による法律相談等を実施することにより、生活の安定と児童福祉の増進を図る。 また、厚生労働省等国の動向を見ながら、今は数少ない父子家庭への施策の展開についても県と協議の上、導入を検討する。

1	項目名	母子家庭等・自立支援センター事業の県との共同実施				
資料①	取組内容・目標	平成15年度、国では就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策が本格的に展開されることとなった。当時、本市では当該センターを開設して事業実施することは、財政的負担が非常に大きいため、センター事業の中にある5事業のうち「就業支援講習会等事業」のみを実施してきた。平成23年度、県が橿原市で実施のセンター事業を市内の「奈良労働会館」に移転して実施することに伴い、県との共同直営方式により事業メニューを拡充、新規展開することとなる。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		協定締結 6月8日開設	事業継続			
統括課	子育て相談課	関係課				

【資料①】母子家庭等就業・自立支援センター事業の概要

1 奈良市母子家庭等就業・自立支援センター事業開始に至る背景

平成15年度に制定された国の「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」上、当該センター事業には、①就業支援事業 ②就業支援講習会等事業 ③就業情報提供事業 ④在宅就業推進事業 ⑤母子家庭等地域生活支援事業 ⑥母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業のメニューが用意されていたところであるが、本市においては、中核市に移行以来、②就業支援講習会等事業のみの実施にとどまっていた。

平成23年度の途中で、これまで奈良県が橿原市で実施していた当該センター事業を本市西木辻町にある奈良労働会館にリニューアル移転して実施するにあたり、両者協議の上、本市の事業も含め県との共同直営方式により、事業内容を拡充するとともに、新規事業を当該センター事業として展開することとした。

2 目的

母子家庭の母及び寡婦の生活や就業経験等に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、養育費の取り決め等父子家庭も含め専門家による法律相談等を実施することにより、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的とする。

3 開設日及び開所日

平成23年6月8日開設で、月曜日から土曜日までの週6日間の9時～17時開所

4 事業内容

(1) 就業支援事業

①就業相談 ②就業促進活動 ③相談関係者の活動支援

(2) 就業支援講習会等事業

①セミナーの実施（職業訓練の準備講習会）

②講習会の実施

・IT講習会 ・調理師講習会 ・ホームヘルパー講座2級課程 ・就職準備支援講座 ・バックアップ講座 ・出張講座

(3) 就業情報提供事業

①就業支援バンク登録及び登録者への情報提供 ②センターだよりの発行及びホームページの運営管理 ③メール相談 ④企業等への雇用促進啓発活動

(4) 地域生活支援事業

①「ひとり親家庭のしおり」作成・配布 ②巡回相談

(5) 母子自立支援プログラム策定事業

母子自立プログラム策定員を配置し、母子家庭の母の個別の状況に応じた就業支援計画を策定し、ハローワークと連携し就業に至るまでをサポートする。

・個別面接の実施

・プログラム策定

・ハローワーク、福祉事務所等との連絡調整

・支援関係者によるケース会議

・職場体験プログラム

・職業訓練の受講者調整、受講者相談・訓練後のフォロー

実施計画名：	競争入札の推進
--------	---------

これまでの 取組内容	他自治体における競争入札の推進に関する新たな事例について、情報収集を図ってきた。
課題	市民サービスの提供に支障が出ないよう、安全性や確実性の確保を第一に考える必要がある。

1	項目名	入札による電力調達の実施				
	取組内容・目標	電気事業法改正により電力供給等について競争原理が導入され、特定規模電気事業 ^(※40) 者による供給も可能となったことから、入札による電力調達の検討・実施を進める。 但し、現在電力の供給不足により、電力取引市場が不安定な状態にあり、入札による削減効果が見込めない可能性も想定されることから、市役所本庁舎を含め、他の市有施設についても電力供給状況をみながら入札の実施を検討する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	管財課		関係課	施設所管課	

2	項目名	保守点検業務の委託契約の見直し				
	取組内容・目標	エレベーターなど購入時に競争入札をしているが、その後の保守点検に関する契約は随意契約になっている業務について、確実性や安全性の確保を維持しながら業務内容や工数の見直しを行い、競争入札の実施を進める。 本取組については、外郭団体においても同様に見直しを検討していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		実施検討	入札実施			
			拡大実施			
	統括課	管財課		関係課	施設所管課、外郭団体	

実施計画名：

下水道事業の見直し

これまでの 取組内容	平成26年度の地方公営企業法の適用に向け、固定資産台帳の整備を段階的に進めてきた。 また、使用料については、改定に向け、適正な価格や実施時期について庁内で検討を重ねてきた。
課題	下水道事業は、独立採算制の原則に近づけるよう経営の効率化を図ってきたが、近年の不況に伴う市税収入の減少などにより本市の収入が減少傾向にあることから、一般会計の財政状況が急速に悪化し、従来のような一般会計繰入金 ^(※41) を見込めない状況となってきた。 また、下水道事業は昭和26年より事業着手してきたため、整備の進捗とともに、既設の経年劣化により、改修工事のための建設事業にかかる起債の償還金の増大といった問題があり、財源の確保が必要である。

1	項目名	下水道使用料金の適正化				
資料①	取組内容・目標	現行使用料は平成9年度に改定したもので、現状の事業経費を回収できるような料金設定が行われていないことから、長期的な経営計画を踏まえた健全な事業経営のため、使用料金を改定する。				
資料②						
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	検 討	検 討 方針決定 周知期間	周知期間 新料金の適用			
統括課		下水道総務課		関係課		

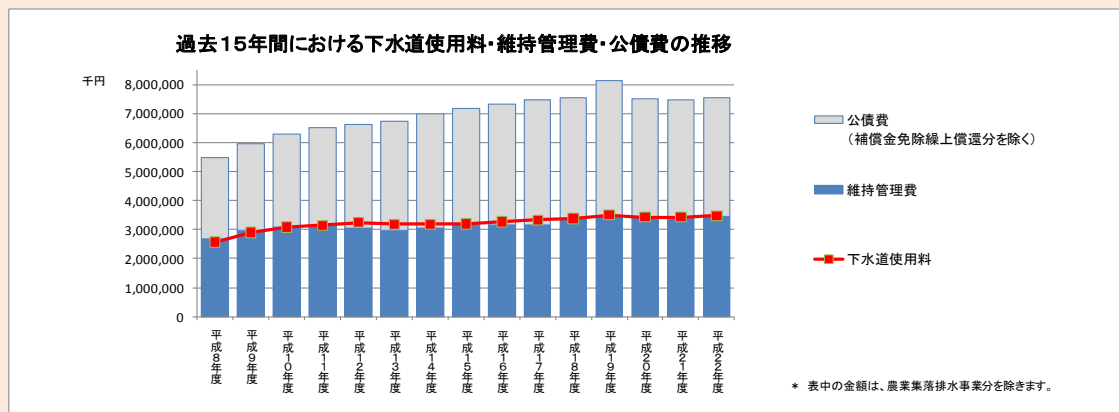
2	項目名	地方公営企業法の適用				
資料①	取組内容・目標	地方公営企業法を適用して公営企業会計 ^(※42) を導入することにより、経営状況や財政状態を明確化し、下水道事業として経営分析や経営改善の方策を講じ、さらなる経営健全化・効率化のうえ、経営基盤の強化を図る。				
資料②						
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	資産調査	資産調査 会計システム構築 移行事務	会計システム構築 移行事務	公営企業法適用		
統括課		下水道総務課		関係課	下水道維持課、下水道建設課	

資料①下水道事業の現状

下水道事業は、下水道使用者の皆様に納めていただく使用料などにより管理運営されている。

料金設定は平成9年から据え置いているため、現状の下水道事業は、使用料だけでは全てを賄うことができておらず、この不足分は一般会計からの補填（繰入金）により補い、皆様の料金負担が増えないように維持管理に係るコストの縮減などの経営努力を行って、独立採算制の原則に近づけるよう経営の効率化を図ってきた。

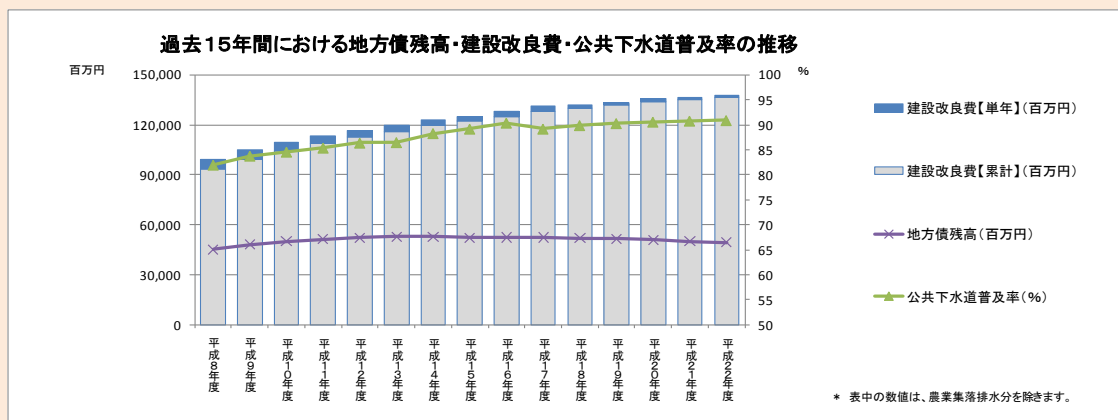
しかし、経営の健全化にあたっては、一般会計繰入金の占める割合を減らさなければならない。下表のとおり、公債費の大部分は使用料では賄えず、一般会計繰入金に頼っている。



資料②料金改定の理由

本市の下水道事業は、事業着手が昭和26年のため、新規施設の建設から既存施設の維持更新の時代を迎えている。各施設の経年劣化に伴う改築工事や耐震補強工事といった投資的事業をはじめ、維持管理の規模拡大に伴う経常的な負担の増大が見込まれるため、これらを計画的に実施していくためにも財源の確保が急務である。

また、日本の人口そのものが減少する時代を迎え、今後の使用料収入が減少していくことを鑑みると、早期に適正な料金への改定が必要となる。



資料③地方公営企業法の適用

今後こうした状況を改善するため、料金改定の実施を進めていくとともに、下水道事業の地方公営企業法適用化により経営基盤の強化を図る。公営企業会計においては、損益取引と資本取引に区分して経理されることにより、経営状況等が明確に示されることから、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るために有効な手段とされている。

実施計画名：

安心・信頼の医療の確保と医療給付費の適正化

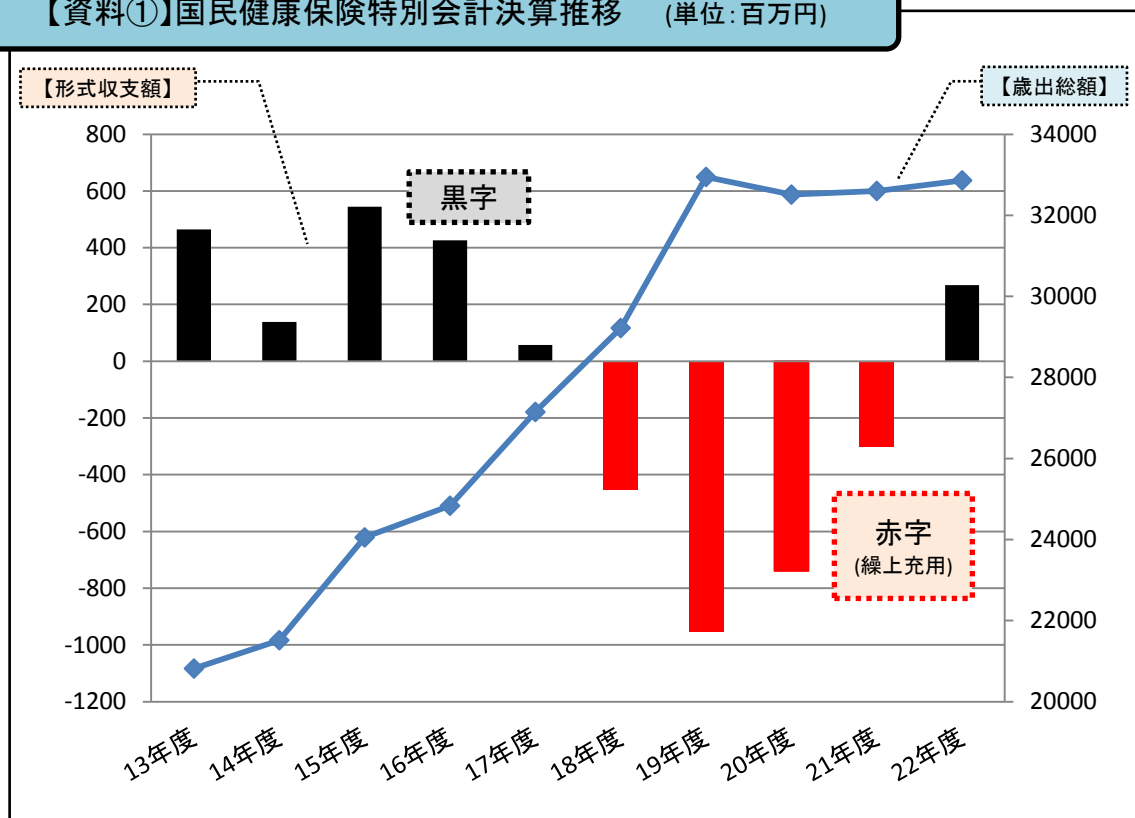
これまでの 取組内容	市立奈良病院における医師、看護職数は、平成21年4月1日と比べ、平成23年4月1日では医師24人増（109人）、看護職28人増（241人）、合計52人の増となった。また、就学前の乳幼児を対象とする乳幼児医療費助成を、通院は小学校6年生まで、入院は中学校3年生まで拡大する「子ども医療費助成」に改め、新制度として平成23年度からスタートした。
課題	市立奈良病院については、新病院の完成（建替）に伴い、さらなる看護師不足や奈良市の財政負担の増加への対策が必要となる。 また、国民健康保険制度については、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加、保険料負担能力の低い無職者・低所得者の増加、医療費の地域格差から生じる保険者間の不均衡、小規模保険者の増加など、構造的問題を数多く内包している中、支出の抑制と収入の確保を図り、会計の健全化を図る必要がある。

1	項目名	病院事業会計の健全化				
	取組内容・目標	市立奈良病院は地域医療振興協会を指定管理者として運営しているが、未収金や一時借入金利息等について奈良市の財政負担の軽減を図るため、平成24年度より利用料金制を導入する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		代行制	利用料金制			
	統括課	病院事業課		関係課		

2	項目名	休日夜間応急診療所のクオリティの向上				
	取組内容・目標	休日夜間応急診療所について、建替事業の推進や診療の空白時間帯の解消・小児科医の適正配置など機能充実を図り、本市の一次救急医療体制の充実をめざすとともに、奈良県北和地区の拠点診療所としての役割を果たす。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		設計等	入札・工事		北和の拠点診療所	
	統括課	病院事業課		関係課		

3	項目名	国民健康保険特別会計の健全化				
資料①	取組内容・目標	国民健康保険法第68条の2第1項に基づき、県は、「奈良県国民健康保険広域化等支援方針」を策定した。厚生労働省が示した方針策定要領によると、市町村国保は、構造的な要因により、財政の不安定要因を内在している。今後、地域保険の一元的運用を図る観点から、都道府県単位の広域化を推進することを目的とするが、まずは、繰上充用^(※43)分について計画的にその解消を図るよう目標を定め、また、一般会計繰入による赤字補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化等の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めることとしている。このことにより、支出の抑制と収入の確保を図りつつ、財政の健全化をめざすものとする。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		基金積立金の確保等黒字会計の維持運営				
統括課	国保年金課	関係課				

【資料①】国民健康保険特別会計決算推移 (単位:百万円)

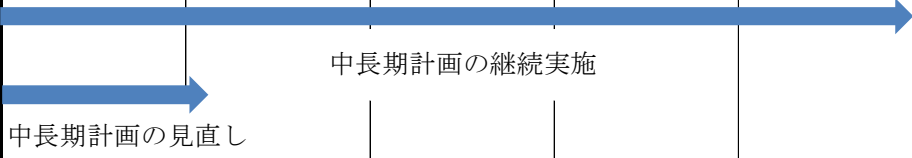


被保険者数の増加傾向は続いており、会計の歳出総額も増大している。なお、形式収支^(※44)については、平成18年度から累積していた繰上充用額の解消を行うことができた。

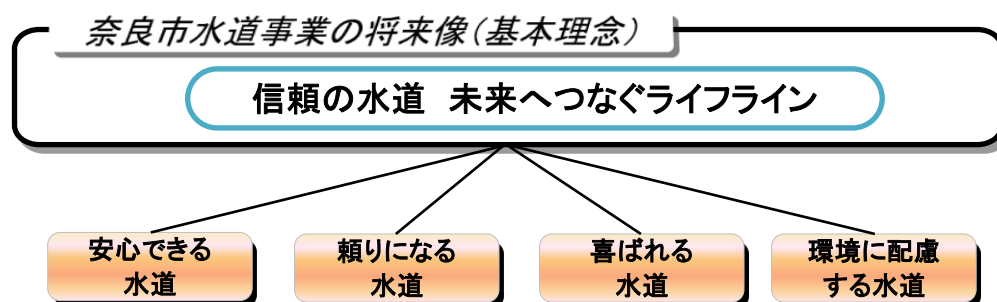
実施計画名：

奈良市水道事業中長期計画の推進

これまでの 取組内容	奈良市水道事業の将来のあるべき姿を明らかにし、それに向かって進むべき方向性と施策を定めた「奈良市水道事業中長期計画(地域水道ビジョン)」を平成19年3月に策定・公表した。さらに、その個別計画のひとつとして「奈良市水道事業送配水施設整備計画」を平成22年3月に策定した。また、平成16年度から水道事業全般を多面的に定量化する「水道事業ガイドライン業務指標(PI)」を毎年試算し、137項目を公表しているところである。 水道局は、この「中長期計画」に基づき事業を推進するとともに、業務指標で進捗状況を確認し、健全で効率的な事業運営に取り組んできた。
課題	◆第4次総合計画で、将来人口が減少する予測となっていることから給水量の減少が見込まれる。 ◆水道施設の老朽化が進んでいくことから更新需要が増加し、平成27年度以降は毎年約30億円の事業費が必要となる。 ◆給水量の減少と更新需要の増加により公営企業として必要な留保資金が減少していくことから、財政の見通しは厳しい状況が予測される。 ◆水道事業は拡張の時代から維持管理の時代へ移行し、今後収益増につながらない耐震化や更新事業が増え、事業運営は厳しくなると予測される。

1	項目名	「奈良市水道事業中長期計画」に基づく「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現				
資料①	取組内容・目標	上水道は、快適な市民生活や都市活動を営む上で欠くことのできない最も重要なインフラ施設で、次世代に引き継いでいかなければならないことから、将来にわたりライフラインとしての水道を維持しつつ、事業の透明性を確保し、市民から信頼される水道を確立するために、継続して「中長期計画」の将来像「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現に努めていく。 また、水道事業は独立採算制の公営企業であり、企業会計として発生主義に基づく複式簿記や減価償却による費用化などにより、企業性を発揮して健全経営を行っていく。そのために、「安心できる水道」、「頼りになる水道」、「喜ばれる水道」、「環境に配慮する水道」を目標（基本方針）とし、これを達成するために各具体的な施策を推進していく。 「中長期計画」は5年毎にPDCAサイクルでフォローアップを行うこととしており、上位計画である奈良市第4次総合計画と整合を図り、平成23年度に見直しを実施している。 今後、増加する更新需要に対応するためアセットマネジメント（資産管理）を実施し効率的な施設更新を進めるとともに、安価な自己水源の優先使用などにより経費の削減に努め、財政基盤の強化を図っていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	水道局 経営管理課	関係課	水道局 全課			

【資料①】奈良市水道事業の将来像と目標



奈良市水道事業の目標（基本方針）

（１）安心できる水道（水質管理）

安全な水道水の供給は、水道の重要な責務です。いつまでも安全で快適な水道水を供給できるよう、浄水場から蛇口までの水質管理を徹底し、良質な水づくりに努めます。また現在の水質を守るため水源流域の保全にも取り組み、将来にわたり、いつでも安全で安心できる水道をめざします。

【施策目標】

1. しっかりした水質管理

（２）頼りになる水道（施設更新と災害対策）

水道は生活に不可欠なものであり、平常時はもとより災害・事故時においても給水できることが求められています。

水道事業は浄水場や管路をはじめ多くの施設を必要とします。しかし、水道は一つの連続したシステムであり、全体として効果的に機能するために施設の整備・更新や送配水システムの構築を着実かつ計画的に進め、市民のライフラインとして、頼りになる水道をめざします。

【施策目標】

1. いつでもどこでも安定供給
2. 災害・事故への備え

（３）喜ばれる水道（健全経営とお客様サービス）

水道事業はお客様からの水道料金で成り立っており、たゆまない経営努力により適正な料金で水道水を提供することが必要です。そのために民間の経営手法を活用しながら効率的な運営による経営基盤の強化をめざします。またニーズに合った的確な情報提供に努め、お客様に信頼され、喜ばれる水道をめざします。

【施策目標】

1. 堅実な経営
2. 職員の資質向上
3. お客様満足度の向上

（４）環境に配慮する水道（省エネルギーと環境対策）

地球温暖化など地球規模での環境破壊が深刻化し、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減など地球環境の保全に向けた取り組みが求められています。

水道事業は多くの電力を消費することから省エネルギーに努めるとともに、副産物の有効利用を進め、環境に配慮する水道をめざします。

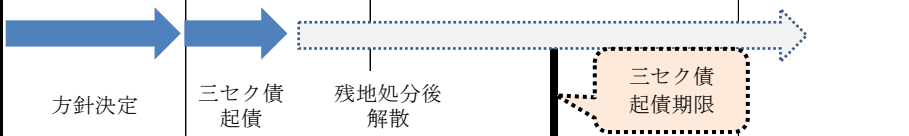
【施策目標】

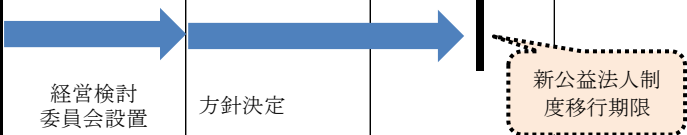
1. 省エネルギーの推進
2. 環境への負荷低減

実施計画名：	外郭団体の見直し
--------	----------

これまでの取組内容	現在18の外郭団体（及び地方三公社の一つとして奈良市土地開発公社）を9団体（今後の在り方を検討する団体も含む）に統廃合する「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」を平成23年1月に策定した。 土地開発公社についても「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」（H18～22年度）に基づき、経営健全化に取り組んできた。 また、駐車場公社については、平成19年度に維持管理コストの高い機械式立体駐車場を解体し、自走式平面駐車場へと経営の効率化を図った。
課題	「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」に基づき、平成23年度末までに統廃合を進め、さらに、新体制において経営健全化対策を進めなければならない。 土地開発公社については、塩漬け土地の解消が計画どおり進まず、平成22年度末の保有地簿価総額は、約191億円となっている。 また、駐車場公社についても単年度収支は改善しているが、依然として借入金の残高が多額となっている。

1	項目名	外郭団体の統廃合及び経営改善				
資料①	取組内容・目標	指定管理者制度の導入や公益法人制度改革^(※45)、景気の低迷と厳しい財政事情など、外郭団体を取り巻く環境が大きく変化している。 こうした中、外郭団体の統廃合を行うことにより、スケールメリットを活かした競争力の強化や統合による組織及び職員の活性化を図ることで経営改善を推進する。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	行政経営課	関係課		文化振興課、スポーツ振興課、観光振興課、商工労政課、消防局総務課等、外郭団体所管課		

2	項目名	土地開発公社の解散				
資料②	取組内容・目標	奈良市土地開発公社の歴史的経過、現状及び課題について外部有識者により検証し、公社の問題点を明らかにするとともに経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行うために設置した「奈良市土地開発公社経営検討委員会」の提言を受け、第三セクター等改革推進債の起債により、土地開発公社を解散する。【平成22年度末負債残高 約189億円】				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	行政経営課、土木管理課	関係課		財政課、総合政策課		

3	項目名	駐車場公社の経営健全化				
資料③	取組内容・目標	平成23年度に駐車場公社経営検討委員会を設置し、公社の歴史的経過、現状及び課題について外部有識者により検証し、公社の問題点を明らかにするとともに経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行う。新公益法人制度移行期限が平成25年11月のため、平成24年度には方針決定を行う。 【平成22年度末負債残高 約9億円】				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	行政経営課、 交通政策課	関係課		財政課、総合政策課		

【資料①】外郭団体統廃合案

市の外郭団体については、前記の統合のメリット及び統廃合の検討基準を踏まえて、次のとおり統廃合の方針を示すものとする。

(☆印は、市からの出資はないが、経営等に市が関与している団体)

【統合する団体】

- (財) 奈良市文化振興センター
- (財) ならまち振興財団
- (財) 杉岡華邨書道美術財団
- (財) 奈良市都祁地域振興財団
- (財) 奈良市スポーツ振興事業団
- (財) 奈良市勤労者福祉サービスセンター
- ☆ (財) 奈良市武道振興会

【廃止する団体】

- (株) 都祁総合開発
- (財) 奈良市商業振興センター
- (財) 奈良市防災センター

新公益法人制度のもと
(一財)奈良市総合財団の設立

スケールメリット等
を活かした経営

【経営改善のうえ存続する団体】

- (株) 奈良市清美公社
- 奈良市市街地開発 (株)
- ☆ (社福) 奈良市社会福祉協議会

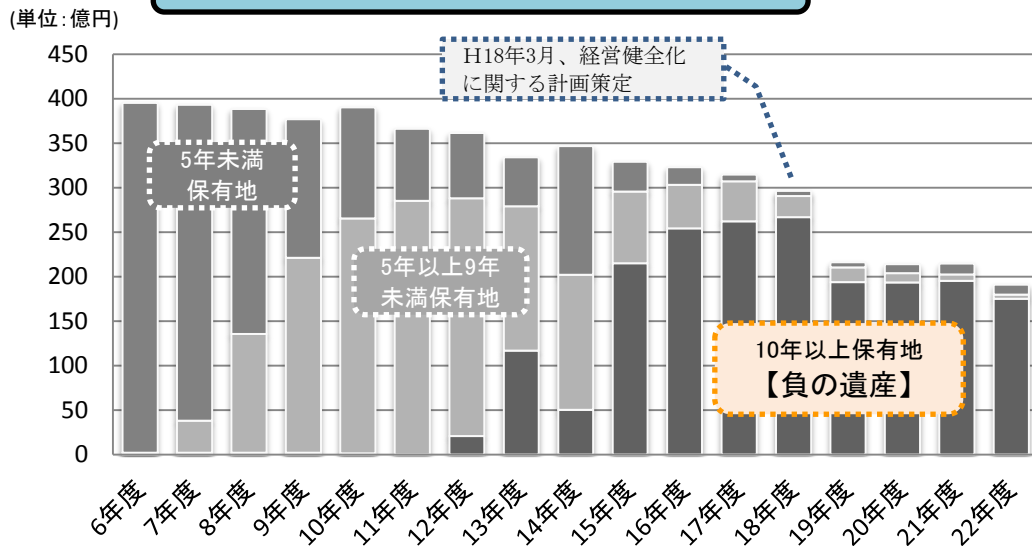
【その他の団体】

- (財) 奈良市駐車場公社
経営検討委員会において検討する
- ☆ (財) 奈良市学校給食会
今後の学校給食のあり方を踏まえて検討する

【法人格変更のうえ存続する団体】

- (財) 奈良市生涯学習財団
- ☆ (社) 奈良市シルバー人材センター
- ☆ (社) 奈良市観光協会

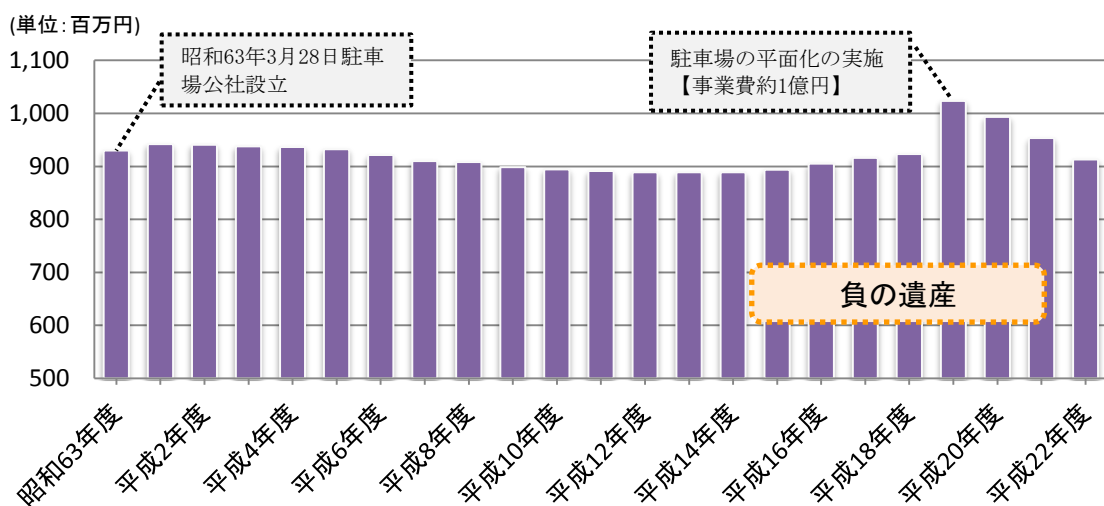
【資料②】土地開発公社保有地簿価の推移



平成18年3月に策定し、県に申請した「土地開発公社の経営健全化に関する計画書（平成18～22年度）」の方針決定に基づき、長期保有地の解消へ向けて計画の推進に努めてきた。しかしながら、依然として塩漬け土地の保有が継続していることから、同公社の歴史的経過、現状及び課題について外部有識者により検証し、問題点を明らかにするとともに経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行うため、平成22年9月に奈良市土地開発公社経営検討委員会を設置し、報告書を提出いただいた。

これを受けて、平成23年度は、第三セクター等改革推進債を活用する方向で、庁内の調整と県に対し手続き等について協議を進めている。

【資料③】駐車場公社の借入金推移



平成19年度に維持管理コストの高い機械式立体駐車場を解体し、自走式平面駐車場へと経営の効率化を図った。これ以降、単年度収支は改善しているが、依然として借入金の残高が多額となっている。

また、公益法人制度改革により、駐車場公社は平成25年11月までに他の法人格に移行する必要がある。しかしながら、債務超過のままでは移行できないため、現状では必然的に解散することになる。

このような問題を抱えることとなった同公社の経営状況について外部有識者により検証し、問題点を明らかにするため、奈良市駐車場公社経営検討委員会を平成23年度に設置した。

情報 ～ 透明度の高い行政経営 ～

わかりやすい情報提供
説明責任の徹底
全庁的な情報システムの最適化

実施計画名：

情報提供の充実による説明責任の徹底

これまでの取組内容	予算編成過程をよりわかりやすく公開するため、平成21年度の予算編成から、編成行程及び主な事業の要求状況、さらには予算案の市長査定結果の公表を開始し、平成22年度の予算編成においては、事業数の拡大を図ると共に市長査定結果においては、査定理由を6つの区分で表した。 また、決算情報としては、新地方公会計制度による財務書類の整備を進め、より民間企業の会計制度に近い財務書類（貸借対照表等）を公表してきた。
課題	予算、決算情報に関しては、新たな取組を進めることにより、市民に対する情報提供の充実を図ってきたが、次のステップとして、専門的な用語の使用を避け、グラフや図を用いるなど、よりわかりやすく行政情報を公表していくことに心掛けていかなければならない。

1	項目名	わかりやすい行政情報の公表				
	取組内容・目標	市民が知りたい情報を適切に公開する。 まず、平成24年度からは、平易な解説に努めるなど、よりわかりやすい決算情報の公表をめざし取組を進める。 また、公社などの市の外郭団体についても財務状況に関してわかりやすく公表していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		わかりやすい決算情報の提供		さらなるわかりやすい行政情報の公表		
	統括課	行政経営課		関係課	総合政策課、財政課	

2	項目名	予算編成過程をよりわかりやすく公開				
	取組内容・目標	行政運営の基礎となる予算編成は市民にとって重要なことであり、この工程がどのように進められ、どのような考え方で組み立てられるのかを積極的にわかりやすく公開していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		継続実施【公開する事業数の拡大】 よりわかりやすい公開方法の検討				
	統括課	財政課		関係課		

実施計画名：

市民との情報共有方法の充実

これまでの 取組内容	市民との情報共有を図るため、広報・広聴機能の充実を図ってきた。平成18年からはタウンミーティング及びまちかどトークを実施し、パブリックコメント手続の整備を行った。平成19年にはコールセンターを設置した。 また、ホームページについては、広報媒体として積極的に活用することにより、市民への情報提供の充実を図ってきた。ジャンル及びページの構成を工夫し、アクセシビリティ ^(※46) の確保にも努めた。
課題	ホームページについては、情報量の増加に伴い、ジャンル構成を含め、トップページなどサイト全体の見直しや、奈良市をPRするページ（観光、暮らしやすさ等）、子育ての情報などを充実させるなど、魅力的なホームページとなるよう、全体を再構築する必要がある。 また、相談窓口の効率的な運用を図るため、平成23年度から市民なんでも相談窓口を設置したが、今後も随時市民ニーズに即した情報共有体制の構築をめざす必要がある。

1	項目名	市公式ホームページの充実				
	取組内容・目標	利用者にとってより使いやすく、本市の住みやすさや魅力を効果的にPRできるように現行のシステムをリニューアルし、情報提供の充実を図る。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		システムのリニューアル 常に改善の意識をもって、効果的な運用を図る				
	統括課	広報広聴課		関係課		

2	項目名	広聴活動の充実				
資料①	取組内容・目標	市民参画を進めるために、多様化する市民の声やニーズの把握を的確に行うよう、情報の共有を図り、今後の市政の施策への反映に努める。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		関係各課に対して情報提供に努め、市政の運営の改善をめざす				
	統括課	広報広聴課		関係課		

3	項目名	タウンミーティングの実施				
	取組内容・目標	「市民とともにあゆみ、市民と協働するまちづくり」を実現させるために、市政方針や市の施策などを市長が奈良市自治連合会を核として、自治連合会のブロック単位の地区へ出向いて市民に説明することにより、市民の市政への関心を高めることを目標に取り組んでいる。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		地区自治連合会を主体に、ブロック別の実施 継続実施				
	統括課	地域活動推進課	関係課			

【資料①】平成23年度現在の主な広聴活動

次のような手法などにより様々な広聴活動に取り組んでいる。これらの取組を含め、さらなる広聴活動の充実を図る。

奈良市まちかどトーク

お聞きになりたいテーマを選んで申し込んでいただくと、調整のうえ担当の職員が出向いてそのテーマについて説明する。

市長と気軽にトーク

市民と市長が気軽に市政に関する意見交換など懇談していただく場として開催している。

パブリックコメント手続

政策等を策定する過程において、その内容等を広く公表し、これらについて市民等から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保する。

ご意見メール

今後の市政運営の参考にさせていただくため、市政に対するご意見やご提案等をメールで受け付けている。

市民なんでも相談窓口

担当職員等が次のようなご相談をうかがい、課題解決に必要なコーディネートを行い、効率よく解決を図る。

- ◇市政相談
- ◇法律相談
- ◇行政相談
- ◇障がい者就業・生活支援相談
- ◇安全・安心 住まいの相談
- ◇人権相談
- ◇認知症相談

市民意識調査

市政についての関心や要望などを把握し、市政推進に関する資料の収集を目的として実施している。

コールセンター

市役所へのさまざまな問い合わせを一本化し、スムーズに対応できるよう情報を集約し、ご案内している。

市長への手紙

寄せられたご意見等は、市長が直接目を通し、今後の市政運営の参考にしていく。

実施計画名：

情報化の推進

これまでの取組内容	戸籍システム導入について、平成22年度9月議会に導入経費を予算要求し、議会の議決を得て、一般競争入札により委託業者の選定を行い仮契約を行った。その後、平成23年3月議会に契約締結の議案を上程し議会同意を得て、戸籍データ作成業務の準備を進めてきた。 また、総合的な文書管理システムの導入については、財政状況と当該システム導入の動向を見守りながら検討を進めてきた。
課題	市の財政状況と新たな総合管理システムの先順位である財務会計の導入が予算化されなかったため、新システムの導入状況を鑑み情報化の推進計画を進めていく必要がある。

1	項目名	戸籍事務のコンピュータ化				
	取組内容・目標	戸籍事務のコンピュータ化による処理効率の向上と処理時間の短縮を図ることで、戸籍謄・抄本の発行時間を短縮し、市民サービスの向上を図る。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		戸籍データ作成 除籍等一部稼働	戸籍コンピュータ 化本稼働			
	統括課	市民課		関係課		

2	項目名	総合的な文書管理システムの導入				
	取組内容・目標	文書の收受から起案、決裁、施行、保存、廃棄に至る文書処理を電子文書により一貫して管理する総合的な文書管理システムを導入し、事務処理の効率化を図る。また、国・地方団体間の迅速な文書交換を実現とする総合行政ネットワークにつなげていき、行財政運営の効率化及び迅速化の基盤を整備する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		調 査 ・ 研 究			試 行	導 入
	統括課	文書法制課		関係課		

実施計画名：

情報システムの最適化

これまでの 取組内容	本市では、昭和48年の税業務を皮切りに、住民記録、国民健康保険等の大量の定型処理を必要とする業務において、大型汎用コンピュータによる電算化を推進してきた。また、近年においては業務個別に柔軟な電算化が可能となり、各種業務についてクライアントサーバシステム(※47)を各課が個別導入している状況である。
課題	大型汎用コンピュータは、度重なる法改正対応による業務システムの煩雑化、業者の独自仕様による改修が多いことなどによるコスト面の見直しの検討が必要である。クライアントサーバシステムについては、各課が個々にシステムを導入してきたこともあり、処理機能やデータへの重複投資（税データ、住基データなど）、サーバの乱立、費用対効果の観点から見直しの検討が必要である。また、大型汎用コンピュータ・サーバの設置場所（本庁舎）の耐震構造の不安があり、災害時の危機管理対策が喫緊の課題となっている。

1	項目名	既存情報システムの統合、新システムの導入				
	取組内容・目標	情報システム最適化計画を策定し、その計画に基づき大型汎用コンピュータを含む情報システムについて、既存システムの統合、新システムの導入を図り、耐震構造対策を考慮した設置場所等の見直しを行う。 経費（コスト）の削減、新業務システム導入による業務改善、住民サービスの向上を目標とする。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	統括課	情報政策課		関係課		

2	項目名	地理情報システム（GIS）(※38)の重複解消				
	取組内容・目標	既存情報システムのうち、各課で保有している既存の地理情報を有効に活用し、複数の課で共用利用可能なデータを整備し、利用するための仕組み、システムを構築する。 データ構築・購入の重複投資を防ぎ、各課の地図情報を組み合わせ付加価値の高い地理情報を提供し、住民サービスの向上と費用対効果の実現をめざす。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	統括課	情報政策課		関係課		

※1 奈良市行財政改革推進本部

本市の行財政事務の中長期的基本方針として奈良市行財政改革大綱を策定し、これまで実施してきた財政健全化をはじめとする行財政改革に向けた取組をより一層総合的に推進するため、本部長を市長として平成15年11月から設置しています。

※2 PDCAサイクル

PDCA（Plan 計画→Do 実行→Check 評価→Act 改善）という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画（Plan）の有効性と、実行（Do）の効率性の向上を図ることです。

※3 スパイラルアップ（Spiral Up）

改善が奏効しあって継続的な改良・向上に結びつくことをいいます（「善循環」「好循環」）。本市は、行革を強力に進めることによって、市民サービス等のスパイラルアップをめざします。

※4 普通会計

個々の地方公共団体が設けている各会計区分の範囲が異なっていることなどにより、地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、総務省の定める基準により、地方財政統計上の統一的に用いられている会計区分です。

※5 土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、本市によって昭和49年3月に設立された特別法人です。本市と先行取得の覚書を締結することにより、地権者との売買契約交渉、所有権移転登記をし、事業用地の先行取得を行っています。このことにより、本市の街づくりの推進に貢献してきました。

〔奈良市土地開発公社経営検討委員会最終報告書〕

平成22年度末現在、同公社は、合計で地積27万7993.70㎡、簿価約191億1100万円の土地を保有しています。

簿価は、同公社の取得時の売買価額（補償費を含む）に取得にかかった手数料や公社保有期間中に生じた借入金利息等を付加した金額ですが、この公社保有地は、バブルの崩壊などによる影響で大幅に地価の下落したものが大部分であり、同公社は実に百数十億円の含み損を抱えていると考えられます。

このことから、同公社の歴史的経過、現状及び課題について外部有識者により検証し、同公社の問題点を明らかにするとともに経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行うため、奈良市土地開発公社経営検討委員会を平成22年9月に設置しました。

同委員会の最終報告書では、『「現有公社資産のほとんどは、事業化の目途を立てることが難しい“負の遺産”である」といっても過言ではない。』、『運用に関与した関係者全員がその責任を回避しあう中で損害が拡大する「モラルハザード・スパイラル」が発生している。』などの問題点が指摘されています。

さらに、『公社そのものを廃止することの意義を重視すべき』、『ガバナンス強化のための方策を早急に検討、実施すべき』として、早急な改善へ向けた提言を受けています。

※6 駐車場公社（財団法人奈良市駐車場公社）

本市により昭和63年に設立されました。観光客の駐車場が不足しており、これを解消することによって、道路交通の円滑化を図り公衆の利便に資するとともに都市機能の維持及び増進に寄与することを設立の目的としています。

※7 市税

市に属する税金で、行政活動の裏付けとなる財源の中心です。本市が課税しているものは、普通税と目的税に区分することができます。

〔普通税〕

納められた税金の使いみちを特別決めていなくて、どのような仕事の費用にもあてることができる税金

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税

〔目的税〕

たとえば都市計画税として納められた税金は、都市計画事業のための費用にあてなければならないというように、その税金の使いみちが特定されている税金

入湯税、事業所税、都市計画税

※8 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことです。

※9 国・県支出金

国・県から地方公共団体に対して反対給付を受けないで支払われるもので、使い道が特定される負担金、補助金、委託金、交付金です。法令の規定に基づき支出されるもの、または国家的見地からの公益性や行政上の必要によって特定の事業実施のために支払われるものなどがあります。

※10 市債

市が国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のことです。これらは、学校やごみ処理施設、道路・公園などの整備に充てられます。

※11 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定されます。つまり、地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているという形であり、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に地方交付税に算入されることとなっています。

制度の成り立ちから考えれば、臨時財政対策債は地方交付税の代わりのようなものですが、ここで気を付けなければならないのは、あくまでも地方公共団体の責任において行う借金であるということです。

※12 人件費

特別職の報酬、一般職の職員給与・共済費・退職金などの費用です。

※13 扶助費

福祉施設に入所する費用、各種福祉サービスや福祉手当の費用、生活保護の費用、医療費助成などの市民を援助するための費用です。

※14 公債費

市債の元金と利子を返済するための費用及び一時的な借入れをした場合の支払利息をいいます。

※15 投資的経費

歳出のうち、その支出が資本形成に向けられるものをいいます。一般に、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費の合計をいいます。

※16 繰出金

繰出金は歳出としての表現であり、歳入する側では繰入金となります。一般会計と特別会計の関係でいえば、支払った一般会計の方では歳出「繰出金」からの支払いとなり、受けた特別会計の方では歳入「繰入金」で受け入れることとなります。

一般会計から特別会計へ繰り出す場合、総務省から通達された基準「繰出基準」に基づいて繰り出すこととなります。この基準がある経費に対しての繰出金を「基準内繰出金」といい、基準が示されていない経費に対しての繰出金を「基準外繰出金」といいます。

「基準外繰出金」は原則として財源が交付税などで補てんされない歳出であり、この歳出が増加すると一般会計の財政状況を圧迫する要因となります。

※17 NPO (Non Profit Organization)

営利を目的とせず社会貢献活動を行う民間事業組織のことで、特定非営利活動促進法に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、法人格のない市民活動団体、ボランティア団体などのことをいいます。

それぞれの団体の社会的使命に基づいて、さまざまな自主的・自発的活動を行っており、新たな公共サービスの担い手として社会的に重要な役割を期待されています。

※18 コミュニティ (Community)

地域共同体、近隣社会のことをいいます。

※19 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他特殊な勤務に対して、国や地方自治体の職員に支給される手当のことをいいます。

本市には、その他の手当として、期末手当・勤勉手当、退職手当、地域手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、宿日直手当があります。

※20 内部統制システム

業務目的が公正かつ円滑に達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のあらゆる者によって遂行される工程のシステムをいいます。

※21 ガバナンス (Governance)

組織や共同体が自らを健全に統治することをいい、法令等を遵守し、円滑に業務を進めるメカニズムを組織の中に確立することをいいます。

※22 新地方公会計制度

地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を行うため現金の出入りのみに着目した現金主義・単式簿記を採用しています。一方で地方公共団体を取りまく厳しい財政状況の中で、説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るためには、将来にわたる資産・負債（借金）といったストックの財政状況や行政サービスの要する減価償却費なども含めたトータルコストを把握する複式簿記・発生主義の企業会計的な手法を活用することが求められています。

本市では、平成19年10月に総務省より示された「新地方公会計制度実務研究会報告書」の総務省方式改訂モデルに基づいて財務書類を作成しました。この財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの書類でなりたっています。また、市だけでなく、市が出資した外郭団体等を含めて1つの行政サービス実施主体ととらえた連結財務書類も作成しました。

※23 ライフサイクルコスト (Life Cycle Cost)

公共資産にかかる生涯コストのことです。例えば、公共施設の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）及び解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のことなどを意味します。

※24 アセットマネジメント (Asset Management)

ライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法のひとつ。

不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的としています。また、単なる資産の管理だけではなく、最適な配置にするための取得、処分なども含んでいます。

※25 減価償却

長期にわたって使用できる設備などについて、取得経費を取得時に計上するのではなく、複数期間に分割して計上することで収益とそれを生み出すのにかかった費用とを対応させようとする会計上の仕組みをいいます。

※26 イン트라ネット (Intranet)

インターネットで使用されている技術を、組織内のネットワーク環境に応用したネットワークのことをいいます。

※27 市有特定建築物

耐震改修促進に関する法律第6条に定める、学校、体育館、病院、集会所、事務所その他多数の者が利用する一定の規模以上の建築物で市が所有するものをいいます。

※28 インフラ (インフラストラクチャー : Infrastructure)

国や地域が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設。道路、通信手段、港湾施設、教育・衛生施設などがそれに含まれます。

※29 幼保一体化

幼稚園と保育所の枠組みを超えて、子どもの年齢や保護者の就労形態に区分されことなく、就学前（0歳児～5歳児）のすべての子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を、総合的に提供する新たな取組をいいます。

※30 子ども・子育て新システム

国がめざす幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムのことをいいます。「子ども・子育て新システム」は、新たな次世代育成支援システムとして、子どもを大切にできる社会、出産・子育て・就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会の実現をめざすこととしています。

※31 認定こども園

幼稚園や保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設のことをいいます。

※32 第三セクター等改革推進債

第三セクターなどの抜本的な改革に必要な一定の経費の財務処理に充てる地方債の特例規定（第三セクター等改革推進債の発行）が地方財政法に規定され、平成21年度から平成25年度までの5年間の時限措置として施行されました。

※33 エネルギー消費原単位

エネルギー効率を表す値。単位量の製品や額を生産するのに必要な電力・熱（燃料）などエネルギー消費量の総量のことで、一般に、省エネルギーの進捗状況をみる指標として使用されます。

※34 シーリング (Ceiling)

予算の要求基準のことをいいます。予算要求をする段階であらかじめ財政当局が「〇〇課はここまでしか要求してはいけない」ということを決めておくことです。

※35 施策評価

政策、施策及び事務事業といった行政の活動について、成果指標等を用いてその有効性や効率性を評価することを行政評価といいます。

つまり、行政活動を一定の目的・基準・視点に従って評価することにより、行政の現状や抱える課題を明らかにし、それを認識して絶えず行政活動の改善を図っていくためのツールが行政評価です。

本市では、市民の視点に立った成果を重視する行政を推進するため、平成15年度から行政評価を導入しました。

平成15年度・16年度の試行を経て、平成17年度・18年度は、行政活動の基本単位である事務事業を評価対象とする、事務事業評価を実施しました。

平成19年度からは、事務事業を行う目的に当たる「施策」（「奈良市第3次総合計画【後期基本計画】」に掲げられた「節」を分類・整理したもの）を対象とした施策評価に取り組んできました。

※36 アウトプット・アウトカム・インパクト

アウトプットは、意図した結果をもたらす活動のレベル（取組の直接の成果）をいいます。これに伴う、施策の意図した結果（社会・経済等への効果）をアウトカムといい、意図した結果以外の波及効果をインパクトといいます。

※37 税外未収債権

税外未収債権の主なものとして、保険料（国民健康保険料や介護保険料など）、負担金（保育所措置費自己負担金など）、使用料（住宅使用料、下水道使用料など）、貸付金（住宅新築資金等貸付金、母子福祉資金貸付金など）、諸収入（生活保護法第78条徴収金・第63条返還金諸収入など）等があります。

※38 指定管理者制度

条例に基づいて、体育施設や公民館などの公の施設の管理運営に関する権限を指定した者に委任する制度をいいます。

これまで公の施設の管理運営を外部に委託するには、市が出資している法人や公共的団体等に限られていましたが、平成15年6月の地方自治法改正により、民間事業者等を指定して管理運営を行わせることができるようになりました。

民間事業者の有するノウハウやサービス提供能力を公共施設の運営管理に活かすとともに、競争原理を導入することによって、効果的・効率的な管理運営や住民サービスの向上を実現することを狙いとしています。

※39 P F I (Private Finance Initiative)

民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して、より効果的・効率的に社会資本を整備しようとする手法をいいます。

公共施設の建設・維持管理・運営などを民間の資金や経営上のノウハウを積極的に活用することで、行政は、適切な監視、評価を行うことが必要になります。

※40 特定規模電気事業

平成11年度の改正電気事業法（平成12年3月21日施行）により新たに認められた事業で、電気の小売自由化の対象需要家に電力会社の電線路を使って、または自営線を敷設して電気を供給する事業です（ただし、特定供給に該当するものは除かれます）。

※41 繰入金

地方公共団体の各会計間における現金の移動のことをいいます。本市では、主に一般会計から国民健康保険や下水道事業等の特別会計、病院や上水道事業の公営企業会計に対し経費が繰り入れられており、内容的には、公共下水道建設にかかる投資的なもの、国民健康保険会計等に対する財政支援的なものなどがあります。

※42 公営企業会計

地方公営企業法の規定の全部または一部の適用を受けて設置する特別の会計で、一般会計などとは異なり企業会計方式に基づいており、経営に伴う収入によって必要な経費を賄うこととする独立採算制が原則とされています。

本市には、水道料金を主たる収入とする水道事業会計と診療報酬を主たる収入とする病院事業会計の2つの公営企業会計があります（平成23年4月1日現在）。

※43 繰上充用

当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、当該年度に充てることができます。この場合の方法として、翌年度の歳出に、翌年度の歳入を財源として繰上充用金を計上し、当該年度(翌年度から見れば前年度)へ支出します。

※44 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額をいいます。

※45 公益法人制度改革

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られるさまざまな問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を設立するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度が設立されたことをいいます。

※46 アクセシビリティ (Accessibility)

高齢者や障がい者はもちろん一時的な障がいなど、心身の機能に制約があってもホームページで提供されている情報に問題なくアクセスでき、だれでも平等に利用できるように制作することをいいます。

※47 クライアントサーバシステム (Client Server system)

処理の中核を構成する「サーバ」と、そのサーバが提供するサービスを利用する「クライアント」で構築するシステムのことをいいます。

※48 地理情報システム (GIS : Geographic Information System)

地形図・主題図などの地理的な位置情報をもった空間データを総合的に管理し、それらを組み合わせることで高度な解析・分析や迅速な判断を行うシステムのことです。